

戸沢村高齢者福祉計画・  
第9期介護保険事業計画  
【令和6年度～令和8年度】

令和6年3月

戸沢村



## 目 次

|                                         |    |
|-----------------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって .....                    | 1  |
| 第1節 計画策定の趣旨 .....                       | 1  |
| 第2節 第9期計画の基本指針の概要 .....                 | 2  |
| 第3節 計画の位置付け .....                       | 3  |
| 第4節 計画の期間 .....                         | 3  |
| 第5節 計画の策定体制 .....                       | 4  |
| 第6節 日常生活圏域の設定 .....                     | 4  |
| 第2章 村の現状及び推計 .....                      | 5  |
| 第1節 被保険者の推移・推計 .....                    | 5  |
| 第2節 要介護（要支援）認定者数の状況・推計 .....            | 5  |
| 第3節 高齢者世帯の状況 .....                      | 6  |
| 第4節 介護予防・日常生活圏域二エズ調査結果（抜粋） .....        | 7  |
| 第5節 在宅介護実態調査結果（抜粋） .....                | 12 |
| 第6節 介護保険サービスの利用状況及び実績 .....             | 18 |
| 第3章 計画の基本的な方向 .....                     | 22 |
| 第1節 基本理念 .....                          | 22 |
| 第2節 基本目標 .....                          | 22 |
| 第3節 施策体系 .....                          | 23 |
| 第4章 高齢者福祉計画～高齢者支援施策の推進～ .....           | 24 |
| 基本目標1 高齢者がいきいきと健やかに暮らせる施策の推進 .....      | 24 |
| 基本目標2 高齢者が安心して快適に生活できる福祉の推進 .....       | 26 |
| 基本目標3 高齢になっても暮らし続けられる家庭・住まいと地域づくり ..... | 32 |
| 第5章 介護保険事業計画 ～持続可能な介護保険事業の推進～ .....     | 36 |
| 基本目標4 適切な介護保険サービスの利用 .....              | 37 |
| 基本目標5 村独自の健康づくりと生活支援の仕組みづくり .....       | 46 |
| 第6章 計画の推進 .....                         | 57 |
| 資 料 編 .....                             | 59 |



---

# 第1章 計画の策定にあたって

## 第1節 計画策定の趣旨

平成12年に介護保険制度がスタートして以来、20年以上が経過し、介護サービス利用者は創設時の3倍となりました。この間、「介護の社会化」や地域包括支援センターの整備など、介護を社会全体で担うための体制が推進されてきました。しかし、高齢化の進展に伴う要介護者の増加、介護給付費の増加、さらに介護保険料の高騰、介護サービス提供体制の充実を支える人材の育成・確保、医療と介護の連携、認知症対策、高齢者虐待など、依然として様々な課題が山積しています。

こうした中、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳の高齢期に到達するとともに介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれる2040年（令和22年）を見据えた計画の推進が求められています。

戸沢村高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（令和3年度～5年度）では、介護保険制度の改正を踏まえ、団塊の世代が全て後期高齢者となる令和7年（2025年）を見据え、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的・継続的に提供される地域包括ケアシステムの深化を目標として、計画の理念や施策の方向性を明示してきました。

今後は、2040年（令和22年）を見据えた介護サービス基盤や環境の整備を図りつつ、地域包括ケアシステムの基本的理念と地域共生社会の実現に向けて、本村が目指すべき高齢者福祉の基本的な方針を定め、具体的に取り組むべき施策を明らかにすることを目的に、「戸沢村高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

## 第2節 第9期計画の基本指針の概要

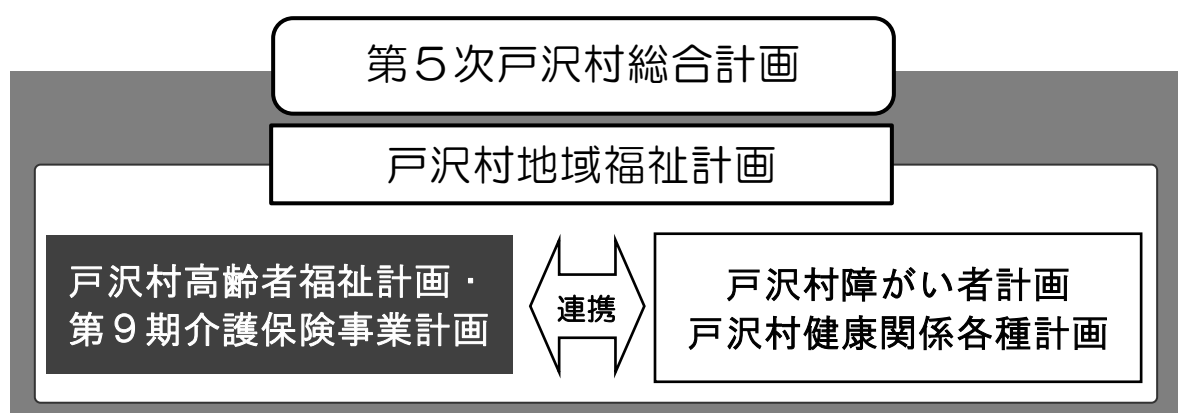
### ■基本指針の概要(社会保障審議会介護保険部会資料)

| 項目                               |                                                      | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------------------|------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本的な考え方                          |                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・次期計画期間中には、団塊の世代が全員 75 歳以上となる 2025 年を迎えることになる。</li> <li>・また、高齢者人口がピークを迎える 2040 年を見通すと、85 歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。</li> <li>・さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を、優先順位を検討した上で介護保険事業(支援)計画に定めることが重要となる。</li> </ul> |
| 介護サービス基盤の計画的な整備                  | ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所の在り方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していくことが必要</li> <li>・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要</li> <li>・中長期的なサービス需要の見込みを、サービス提供事業者を含め地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要</li> </ul>                                                                                                           |
|                                  | ② 在宅サービスの充実                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及</li> <li>・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの設備を推進することの重要性</li> <li>・居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実</li> </ul>                                                                                                                                                            |
| 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組           | ① 地域共生社会の実現                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進</li> <li>・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待</li> <li>・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要</li> </ul>                                                                                              |
|                                  | ② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|                                  | ③ 保険者機能の強化                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上 |                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施</li> <li>・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用</li> <li>・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進</li> </ul>                                                                                                                                                                                    |

### 第3節 計画の位置付け

高齢者福祉計画は、高齢者の健康と福祉の増進を図るため、老人福祉法第20条の8の規定に基づき策定する計画です。また、介護保険事業計画は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、介護保険法第117条の規定に基づき策定する計画です。国が定める基本指針を踏まえて都道府県、市町村が計画を策定します。

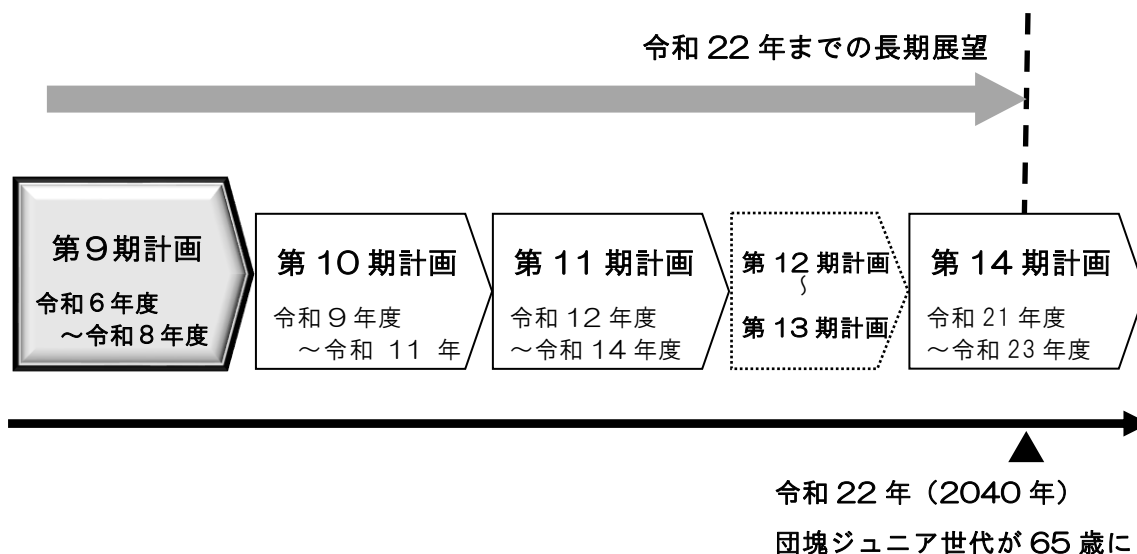
また、本計画は戸沢村の上位計画である「戸沢村総合計画」の方向性を踏まえるとともに、関連する諸計画、国の法制度や指針、県の計画との整合性を図りながら策定します。



### 第4節 計画の期間

本計画の期間は、介護保険法第117条第1項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画期間とします。

ただし、社会状況の変化や関連制度・法令の改正、施策の推進状況等を踏まえ、必要に応じて見直します。



---

## 第5節 計画の策定体制

本計画は、策定委員会や各種調査、パブリックコメントなどにより、高齢者に関する状況や意向等を踏まえ、策定しました。

### (1) 策定委員会

保健・医療・福祉等関係者、識見者、地域住民代表及び行政関係者からなる「戸沢村高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を設置し、審議を行いました。

### (2) 調査の実施

計画策定の基礎資料とするため、令和4年12月に村内在住の65歳以上の方1,425人に「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。また、65歳以上の要介護認定であり、かつ、在宅サービスを受けている方139人を対象とした「在宅介護実態調査」を実施しました。

### (3) パブリックコメント

公共施設及びホームページにおいて計画案を公表し、意見を収集しました。

## 第6節 日常生活圏域の設定

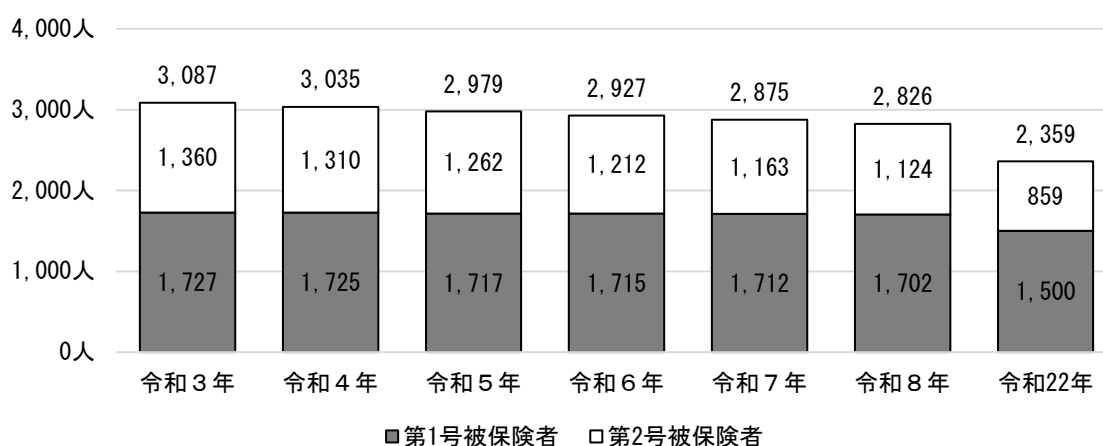
日常生活圏域とは、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件を総合的に勘案し、より身近な地域に公共介護施設などの整備を求める観点から設定するものです。戸沢村では村内全域を1圏域としています。

## 第2章 村の現状及び推計

### 第1節 被保険者の推移・推計

被保険者数は3,000人台を減少傾向で推移しており、令和5年は2,979人となっています。また、令和6年以降も減少を続け、令和22年には2,359人と推計されます。

■被保険者数の推移・推計

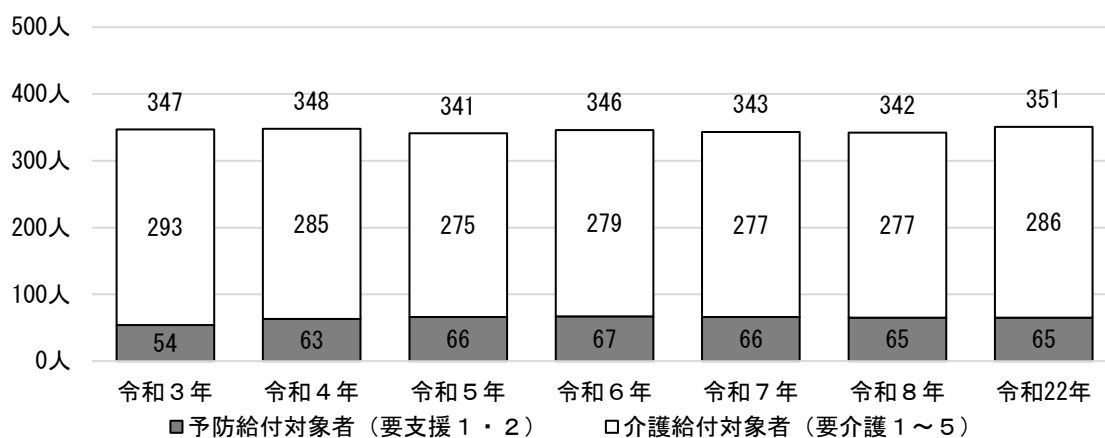


資料：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」

### 第2節 要介護（要支援）認定者数の状況・推計

第1号被保険者の要支援・要介護認定者数は350人弱で推移しており、予防給付対象者（要支援1・2）は50～60人程度、介護給付対象者（要介護1～5）は300人弱で推移しています。

■要介護（要支援）認定者数の推移・推計



資料：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」

### 第3節 高齢者世帯の状況

高齢者のいる世帯は、令和2年にはほぼ平成27年と同数となっています。ただ、単身世帯と夫婦のみ世帯で上昇しており、単身世帯を比べると平成27年と比べると52世帯多い165世帯、夫婦のみ世帯を比べると21世帯多い176世帯となっています。

■高齢者を含む世帯数の推移

| 区分       |      | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 令和2年  |
|----------|------|-------|-------|-------|-------|
| 一般世帯数    | (世帯) | 1,482 | 1,447 | 1,387 | 1,350 |
| 高齢者のいる世帯 | (世帯) | 1,122 | 1,085 | 1,054 | 1,052 |
|          | (%)  |       |       |       |       |
| 単身世帯     | (世帯) | 89    | 102   | 113   | 165   |
|          | (%)  |       |       |       |       |
| 夫婦のみ世帯   | (世帯) | 116   | 133   | 155   | 176   |
|          | (%)  |       |       |       |       |

資料：国勢調査

## 第4節 介護予防・日常生活圏域二エズ調査結果（抜粋）

### （1）調査の概要

本調査は、地域における高齢者の生活実態及び課題等の状況を把握し、令和5年度に策定を予定している「戸沢村高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」の基礎資料を得ることを目的として実施しました。

### （2）調査の種類と実施方法

|      |             |
|------|-------------|
| 調査対象 | 一般高齢者及び要支援者 |
| 配布数  | 1,425 件     |
| 調査方法 | 郵送配布・郵送回収   |
| 調査期間 | 令和4年12月     |

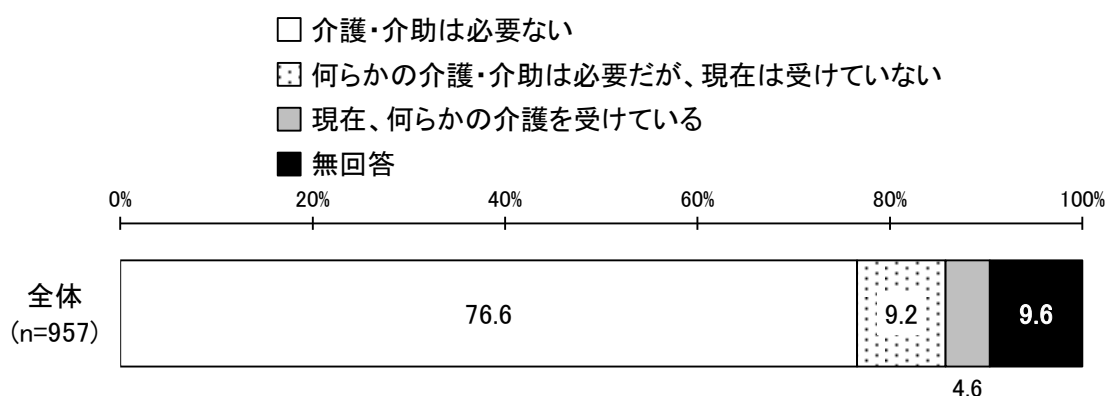
### （3）回収結果

| 配布数     | 回収数                  | 有効回収数                |
|---------|----------------------|----------------------|
| 1,425 人 | 960 人<br>(回収率 67.4%) | 957 人<br>(回収率 67.2%) |

### （4）調査結果の概要

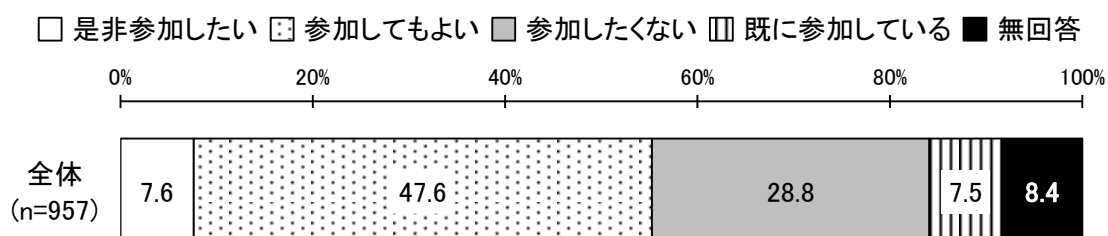
#### ① 介護・介助の必要性

介護・介助の必要性については、全体では「介護・介助は必要ない」の割合が76.6%で最も高く、次いで「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」（9.2%）、「現在、何らかの介護を受けている」（4.6%）の順となっています。



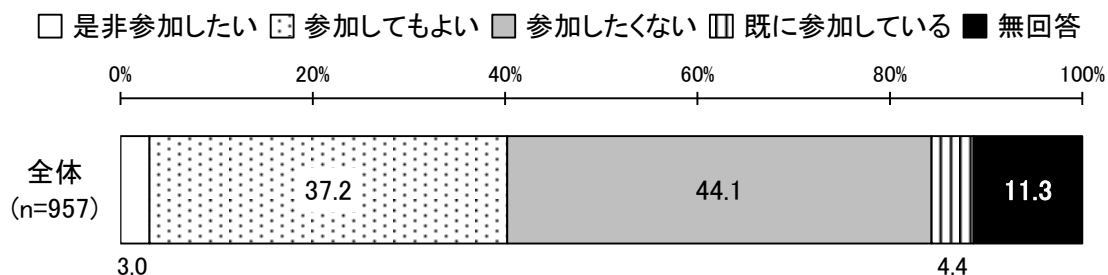
## ② 地域活動へ参加者としての参加意向

地域活動へ参加者としての参加意向については、全体では「是非参加したい」(7.6%)と「参加してもよい」(47.6%)を合わせた“参加したい”の割合が55.2%で、「参加したくない」(28.8%)を上回っています。なお、「既に参加している」の割合は7.5%となっています。



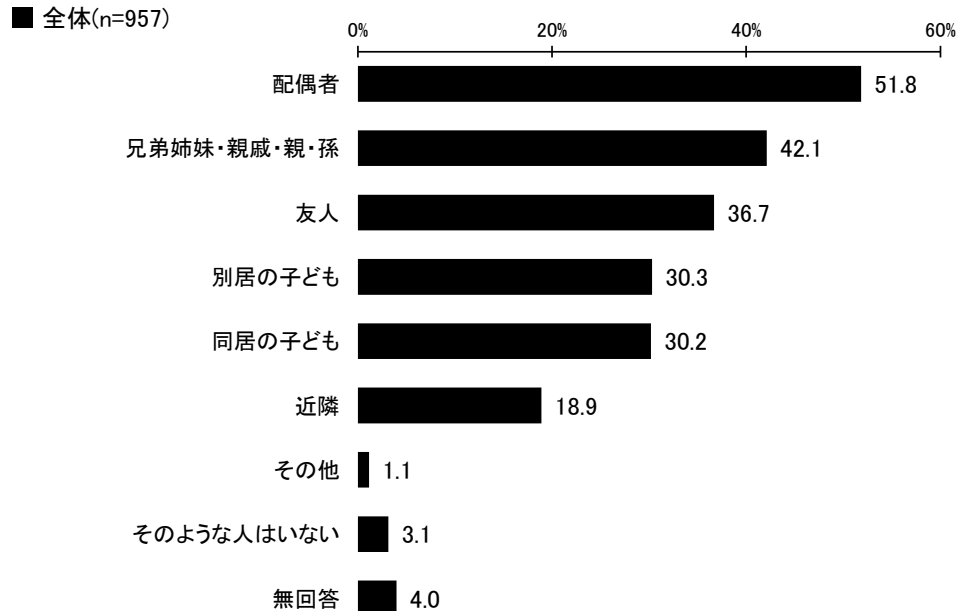
## ③ 地域活動へ企画・運営としての参加意向

地域活動へ企画・運営としての参加意向については、全体では「参加したくない」の割合が44.1%で、「是非参加したい」(3.0%)と「参加してもよい」(37.2%)を合わせた“参加したい” (40.2%)をやや上回っています。なお、「既に参加している」の割合は4.4%となっています。



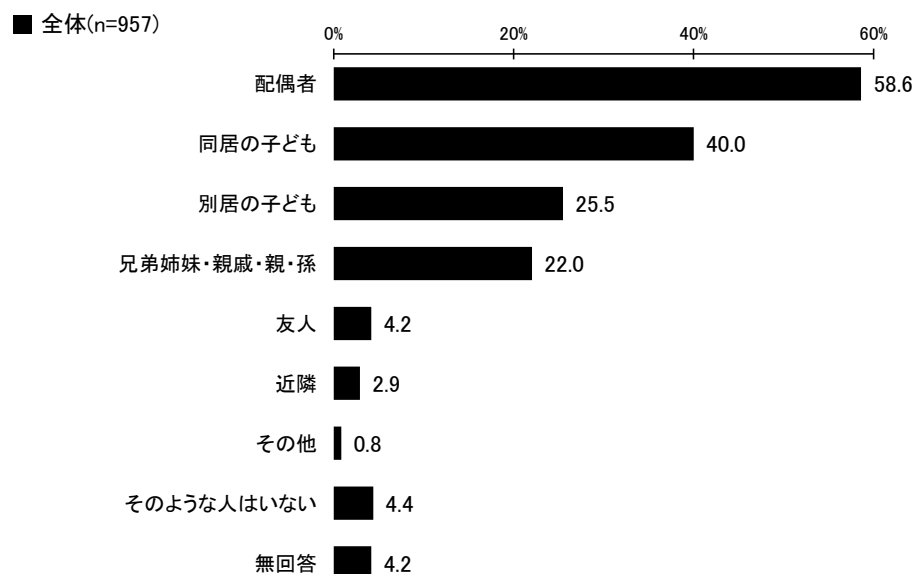
#### ④ 心配事や愚痴を聞いてくれる人

心配事や愚痴を聞いてくれる人については、全体では「配偶者」の割合が51.8%で最も高く、次いで「兄弟姉妹・親戚・親・孫」(42.1%)、「友人」(36.7%)の順となっています。



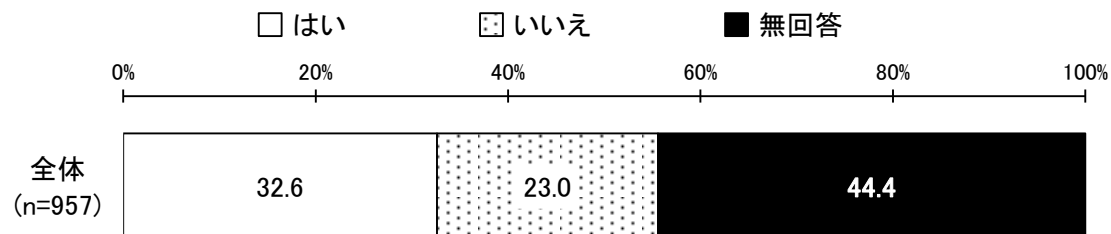
#### ⑤ 看病や世話をしてくれる人

看病や世話をしてくれる人については、全体では「配偶者」の割合が58.6%で最も高く、次いで「同居の子ども」(40.0%)、「別居の子ども」(25.5%)の順となっています。



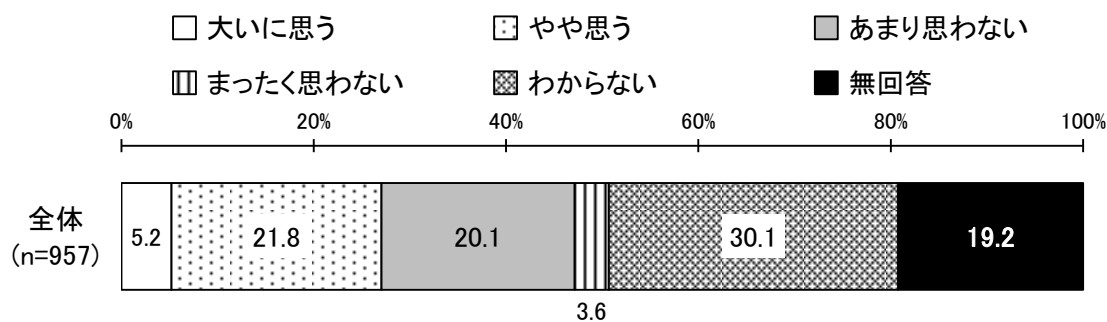
## ⑥ 認知症に関する相談窓口を知っているか

認知症に関する相談窓口を知っているかについては、全体では「はい」の割合が32.6%で、「いいえ」(23.0%)を上回っています。



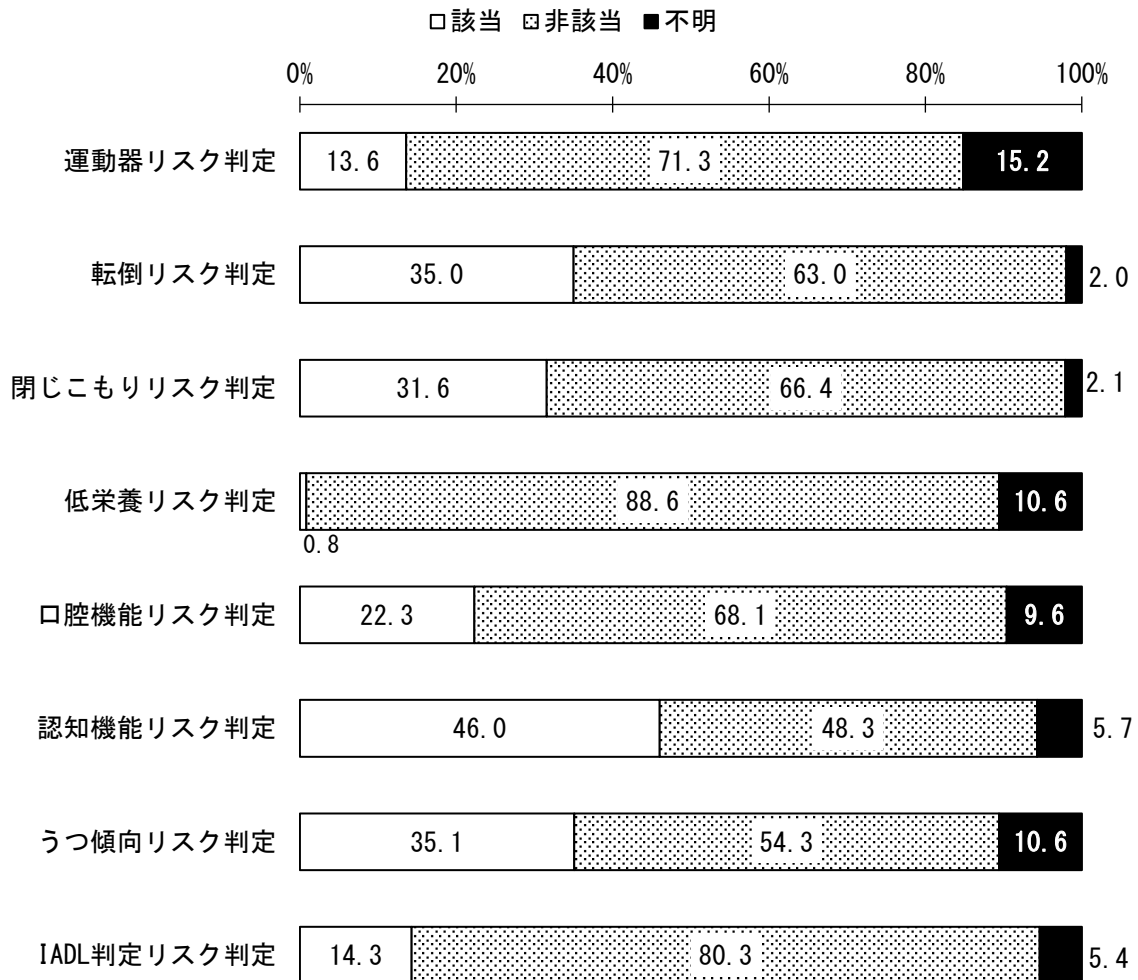
## ⑦ 戸沢村は認知症になっても住みやすい地域だと思うか

認知症になった際の戸沢村の住み心地については、全体では「わからない」の割合が30.1%で最も高く、次いで「大いに思う」(5.2%)と「やや思う」(21.8%)を合わせた“住みやすい”(27.0%)、「あまり思わない」(20.1%)と「まったく思わない」(3.6%)を合わせた“住みづらい”(23.7%)の順となっています。



## ⑧ リスク判定結果

リスク判定の結果、それぞれのリスク該当者の割合は、認知機能リスクが46.0%、うつ傾向リスク判定が35.1%、転倒リスク判定が35.0%となっています。



## 第5節 在宅介護実態調査結果（抜粋）

### （1）調査の概要

高齢者の生活実態や要望等についてアンケート調査を行い、調査の集計・分析結果等を取りまとめ、「戸沢村高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」における需要量の見込みを設定する基礎資料とする目的で実施しました。

### （2）調査の種類と実施方法

|      |                                      |
|------|--------------------------------------|
| 調査対象 | 要介護認定を受けており、在宅サービスを受けている村内在住の65歳以上の方 |
| 配布数  | 約200人を無作為抽出                          |
| 調査方法 | 郵送配布・郵送回収                            |
| 調査期間 | 令和4年12月                              |

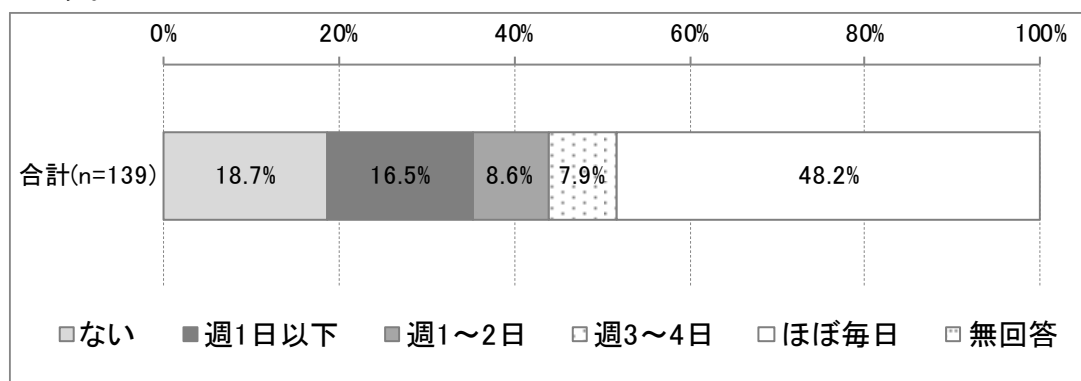
### （3）回収結果

| 配布数  | 回収数                 | 有効回収数               |
|------|---------------------|---------------------|
| 200人 | 139人<br>(回収率 69.5%) | 139人<br>(回収率 69.5%) |

### （4）調査結果の概要

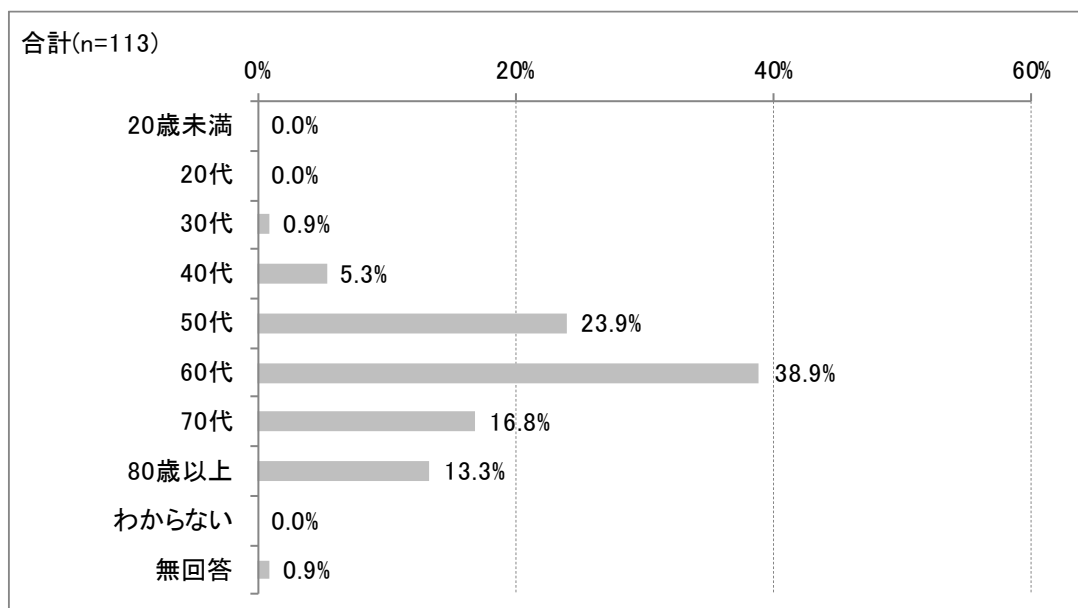
#### ① 主な介護者

家族等による主な介護の頻度は、全体では「ほぼ毎日」の割合が最も高く48.2%となっており、次いで「ない」（18.7%）、「週1日以下」（16.5%）となっています。



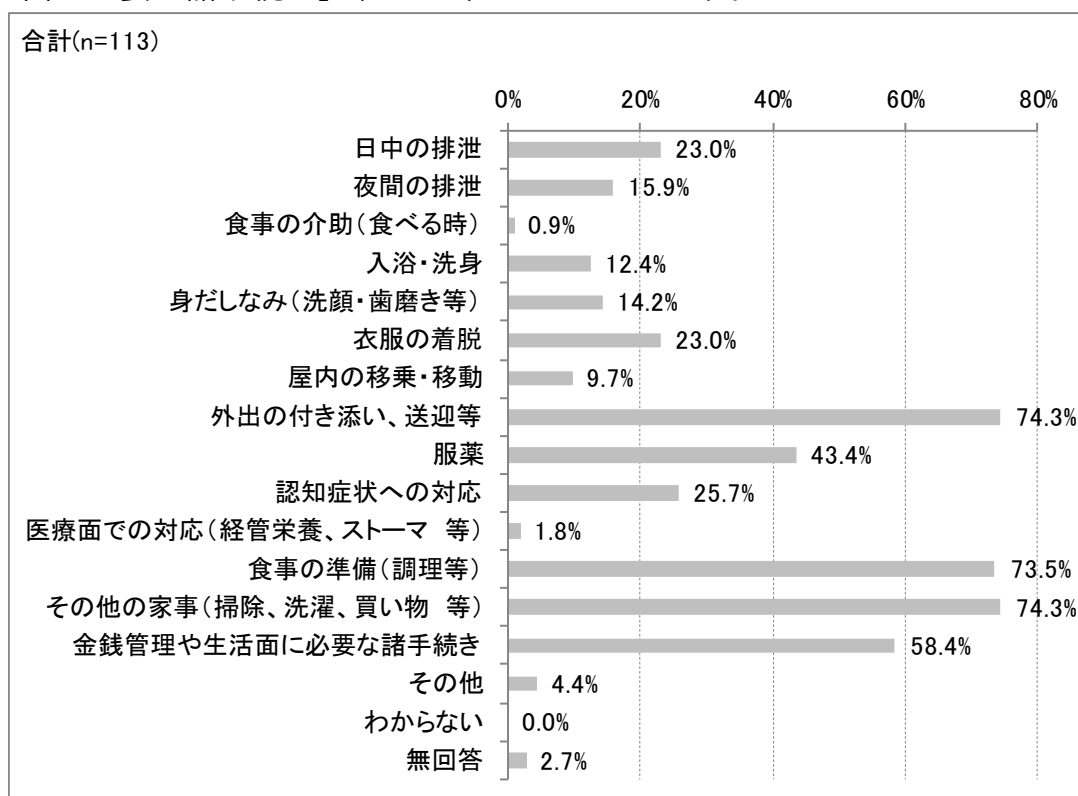
## ② 介護者の年齢

介護者の年齢については、全体では「60代」の割合が最も高く 38.9% となっており、次いで「50代」(23.9%)、「70代」(16.8%) となっています。



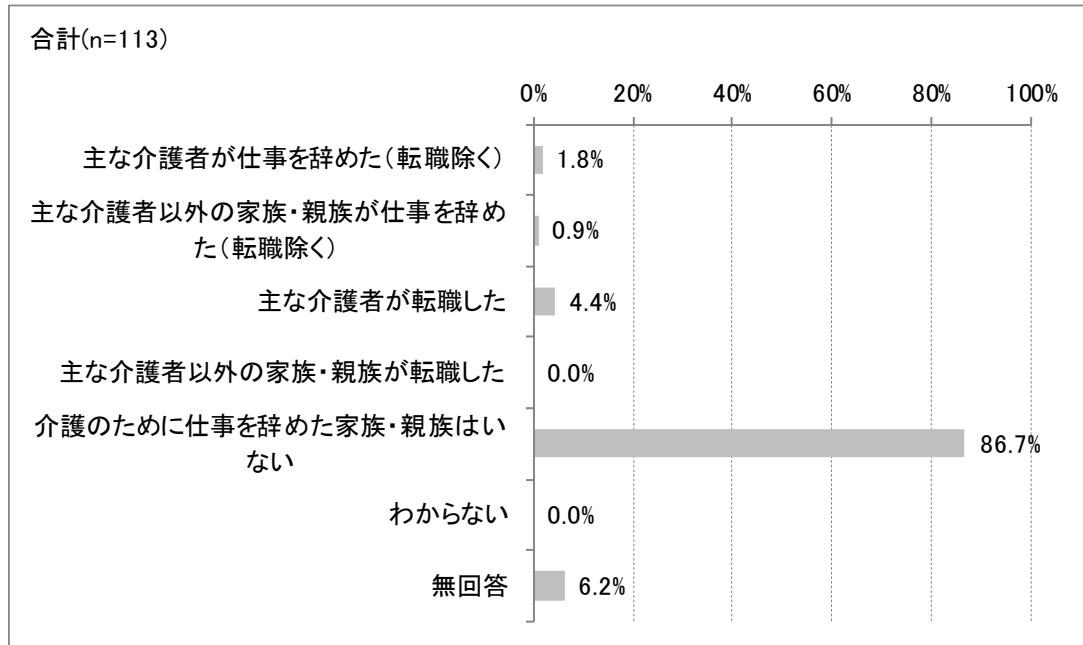
## ③ 主な介護者の方が行っている介護等

主な介護者の方が行っている介護等については、全体では「外出の付き添い、送迎等」、「その他の家事(掃除、洗濯、買い物 等)」の割合が高く、ともに 74.3% となっています。次いで「食事の準備(調理等)」(73.5%)、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」(58.4%) となっています。



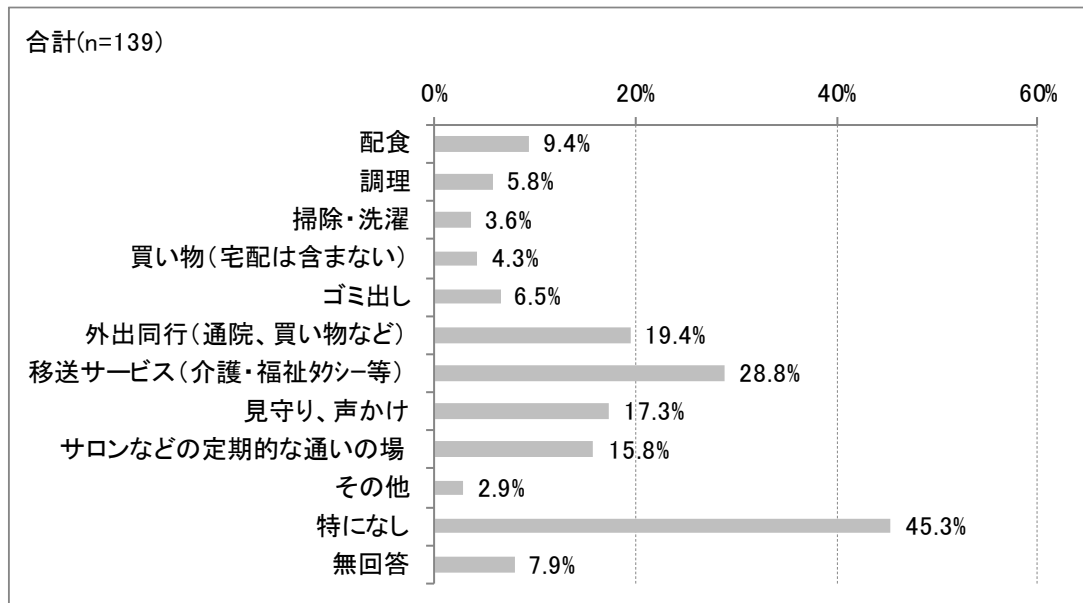
#### ④ 過去１年間で介護を理由に退職した家族・親族

過去１年間で介護を理由に退職した家族・親族については、全体では「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」の割合が最も高く 86.7% となっており、次いで「主な介護者が転職した」(4.4%)、「主な介護者が仕事を辞めた(転職除く)」(1.8%) となっています。



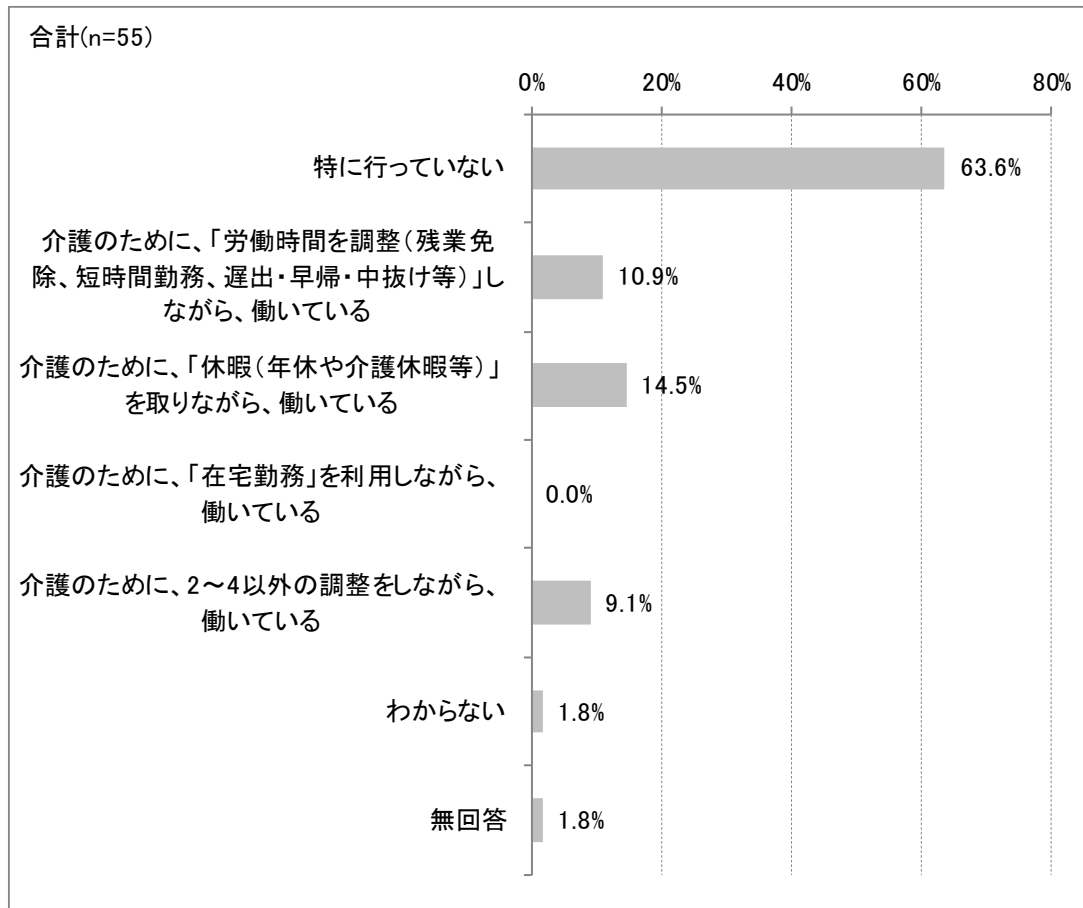
#### ⑤ 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについては、全体では「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」の割合が 28.8% で最も高く、次いで「外出同行(通院、買い物など)」(19.4%)、「見守り、声かけ」(17.3%) の順となっています。なお、「特になし」の割合が 45.3% と高くなっています。



## ⑥ 介護者の働き方についての調整等

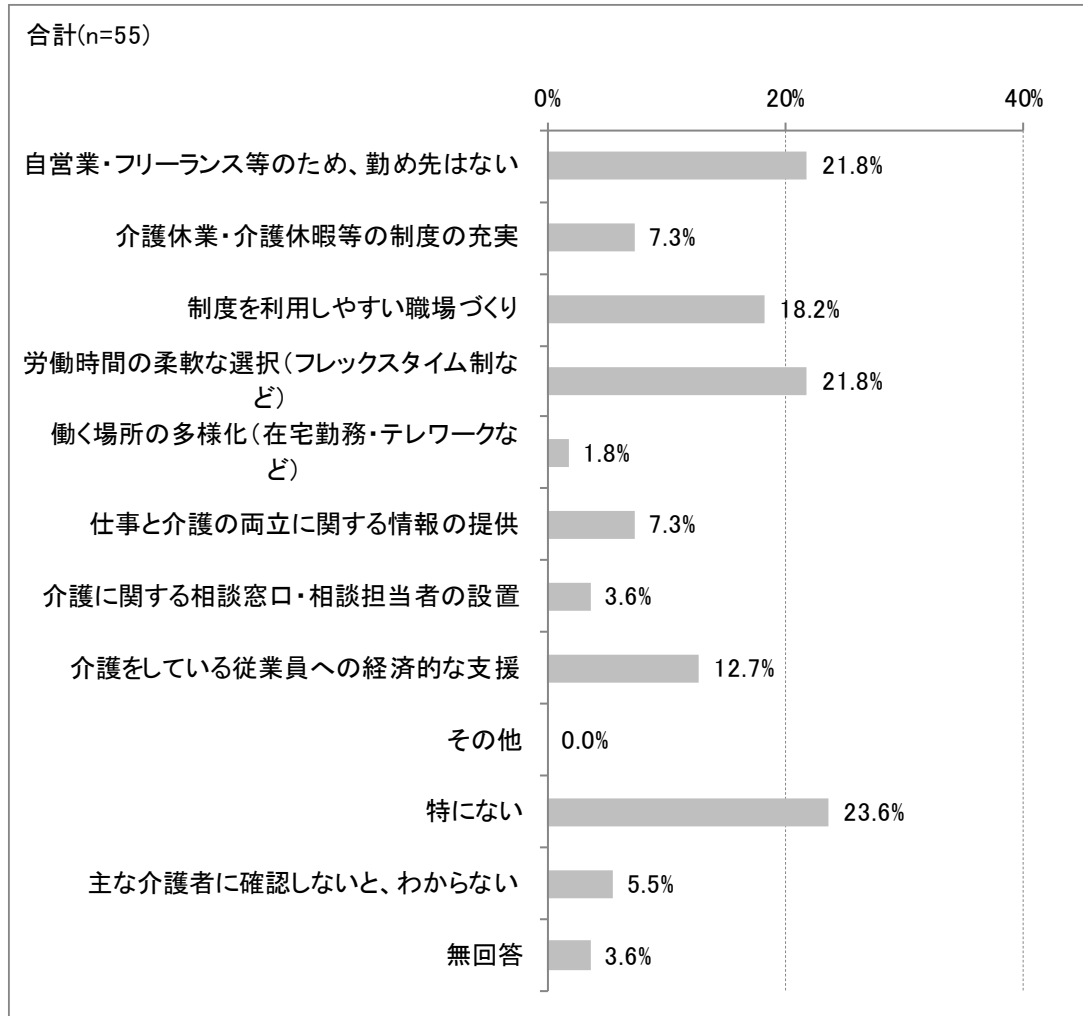
介護者の働き方についての調整等については、全体では「特に行っていない」の割合が 63.6%と最も高く、「介護のために、「休暇（年休や介護休暇等）」を取りながら、働いている」（14.5%）、「介護のために、「労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）」しながら、働いている」（10.9%）となっています。



## ⑦ 介護者の仕事と介護の両立に効果的な勤め先からの支援

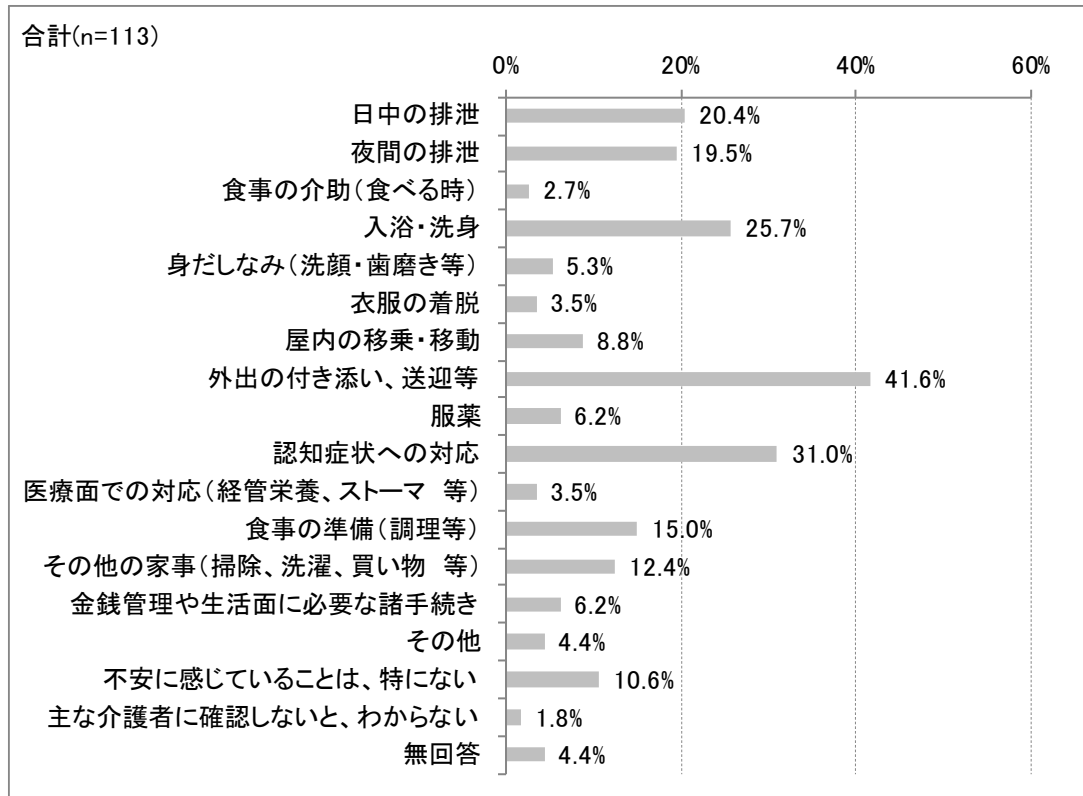
介護者の仕事と介護の両立に効果的な勤め先からの支援については、全体では「自営業・フリーランス等のため、勤め先はない」と「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）」がともに 21.8%と最も高く、次いで「制度を利用しやすい職場づくり」（18.2%）となっています。

「特にない」の割合が最も高く 23.6%となっています。



## ⑧ 介護者が不安に感じる介護

介護者が不安に感じる介護については、全体では「外出の付き添い、送迎等」の割合が最も高く41.6%となっています。次いで、「認知症状への対応」(31.0%)、「入浴・洗身」(25.7%)となっています。



## 第6節 介護保険サービスの利用状況及び実績

### 1 要支援・要介護認定者数

要支援・要介護認定者数は 340 人前後となっており、令和 5 年 9 月末は 335 人で、第 1 号被保険者数に占める割合は 19.5%となっています。

#### ■要支援・要介護認定者数の推移

|          | (人)   |       |       |       |       |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
|          | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 要支援1     | 23    | 30    | 30    | 31    | 33    |
| 要支援2     | 28    | 20    | 20    | 29    | 29    |
| 要介護1     | 79    | 65    | 62    | 54    | 52    |
| 要介護2     | 65    | 78    | 76    | 65    | 64    |
| 要介護3     | 44    | 44    | 48    | 58    | 63    |
| 要介護4     | 63    | 52    | 53    | 59    | 51    |
| 要介護5     | 45    | 47    | 52    | 46    | 43    |
| 合計       | 347   | 336   | 341   | 342   | 335   |
| 認定率      | 19.8% | 19.2% | 19.8% | 19.9% | 19.5% |
| 第1号被保険者数 | 1,750 | 1,746 | 1,718 | 1,715 | 1,722 |

資料：介護保険事業状況報告（月報）

### 2 介護保険サービス利用者数

要支援・要介護認定を受けた高齢者の多くが、介護保険サービスを利用しており、受給率は令和 5 年 9 月現在で 98.8%と高くなっています。居宅介護サービス利用者が多く、利用者の半数を超えています。

#### ■サービス受給状況

|           | (人)   |       |       |       |       |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
|           | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 居宅介護サービス  | 176   | 182   | 183   | 164   | 178   |
| 地域密着型サービス | 44    | 44    | 46    | 44    | 44    |
| 施設介護サービス  | 108   | 104   | 110   | 106   | 104   |
| 合計        | 328   | 330   | 339   | 314   | 326   |
| 受給率       | 95.9% | 94.8% | 96.3% | 94.3% | 98.8% |
| 認定者数      | 342   | 348   | 352   | 333   | 330   |

資料：介護保険事業状況報告（年報）

### 3 介護保険給付費

介護保険サービス給付費は、約5億7,000～8,000万円台を推移しており、令和4年度がやや少なく、約5億4,400万円となっています。サービス給付費では施設介護サービス給付費の割合が高く、令和4年度は59.6%を占めています。

#### ■介護保険給付費

(円)

|           | 令和元年度       | 令和2年度       | 令和3年度       | 令和4年度       |
|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 居宅介護サービス  | 185,615,379 | 183,064,017 | 181,199,100 | 150,154,164 |
| 地域密着型サービス | 91,260,562  | 91,059,814  | 90,293,880  | 81,781,658  |
| 施設介護サービス  | 301,342,629 | 308,466,419 | 306,067,064 | 342,483,021 |
| 合 計       | 578,218,570 | 582,590,250 | 577,560,044 | 574,418,843 |

### 4 サービス別利用状況

各種介護保険サービスの第8期の計画値と利用実績は以下のとおりとなっています。

#### ■介護保険サービスの利用状況（居宅サービス）

| サービス種類      |    | 年度 | 令和3年度 |       | 令和4年度 |     | 令和5年度 |     |
|-------------|----|----|-------|-------|-------|-----|-------|-----|
|             |    |    | 計画値   | 実績値   | 計画値   | 実績値 | 計画値   | 実績値 |
| (1)居宅サービス   |    |    |       |       |       |     |       |     |
| 訪問介護        | 回数 |    | 882   | 1,039 | 852   | 373 | 817   | 353 |
|             | 人数 |    | 29    | 32    | 29    | 19  | 28    | 21  |
| 訪問入浴介護      | 回数 |    | 25    | 24    | 25    | 5   | 25    | 3   |
|             | 人数 |    | 6     | 6     | 6     | 2   | 6     | 1   |
| 訪問看護        | 回数 |    | 107   | 199   | 109   | 142 | 107   | 334 |
|             | 人数 |    | 12    | 19    | 12    | 15  | 12    | 17  |
| 訪問リハビリテーション | 回数 |    | 20    | 0     | 20    | 0   | 20    | 0   |
|             | 人数 |    | 1     | 0     | 1     | 0   | 1     | 0   |
| 居宅療養管理指導    | 人数 |    | 6     | 20    | 6     | 18  | 6     | 26  |
| 通所介護        | 回数 |    | 675   | 562   | 676   | 580 | 670   | 613 |
|             | 人数 |    | 73    | 64    | 73    | 69  | 73    | 70  |
| 通所リハビリテーション | 回数 |    | 89    | 62    | 89    | 50  | 89    | 62  |
|             | 人数 |    | 12    | 8     | 12    | 7   | 12    | 9   |
| 短期入所生活介護    | 日数 |    | 185   | 204   | 185   | 181 | 185   | 211 |
|             | 人数 |    | 15    | 17    | 15    | 17  | 15    | 17  |
| 短期入所療養介護    | 日数 |    | 2     | 7     | 2     | 7   | 2     | 0   |
|             | 人数 |    | 1     | 1     | 1     | 0   | 1     | 0   |
| 特定施設入居者生活介護 | 人数 |    | 7     | 4     | 7     | 3   | 7     | 4   |
| 福祉用具貸与      | 人数 |    | 81    | 96    | 80    | 83  | 79    | 75  |
| 特定福祉用具販売    | 人数 |    | 1     | 1     | 1     | 1   | 1     | 0   |
| 住宅改修        | 人数 |    | 1     | 0     | 1     | 0   | 1     | 0   |
| 居宅介護支援      | 人数 |    | 133   | 151   | 133   | 132 | 128   | 129 |

※令和5年度の実績値は9月実績までの見込量です。

■介護予防サービスの利用状況

| サービス種類          | 年度 | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |     |
|-----------------|----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
|                 |    | 計画値   | 実績値 | 計画値   | 実績値 | 計画値   | 実績値 |
| (1)介護予防サービス     |    |       |     |       |     |       |     |
| 介護予防訪問入浴介護      | 回数 | 0     | 0   | 0     | 0   | 0     | 0   |
|                 | 人数 | 0     | 0   | 0     | 0   | 0     | 0   |
| 介護予防訪問看護        | 回数 | 27    | 58  | 27    | 57  | 27    | 43  |
|                 | 人数 | 4     | 5   | 4     | 6   | 4     | 6   |
| 介護予防訪問リハビリテーション | 回数 | 0     | 0   | 0     | 0   | 0     | 0   |
|                 | 人数 | 0     | 0   | 0     | 0   | 0     | 0   |
| 介護予防居宅療養管理指導    | 人数 | 1     | 3   | 1     | 2   | 1     | 1   |
| 介護予防通所リハビリテーション | 人数 | 4     | 3   | 4     | 3   | 4     | 2   |
| 介護予防短期入所生活介護    | 日数 | 6     | 8   | 6     | 9   | 6     | 6   |
|                 | 人数 | 1     | 1   | 1     | 1   | 1     | 1   |
| 介護予防短期入所療養介護    | 日数 | 0     | 0   | 0     | 0   | 0     | 0   |
|                 | 人数 | 0     | 0   | 0     | 0   | 0     | 0   |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | 人数 | 0     | 0   | 0     | 0   | 0     | 0   |
| 介護予防福祉用具貸与      | 人数 | 22    | 24  | 23    | 28  | 23    | 31  |
| 特定介護予防福祉用具販売    | 人数 | 1     | 1   | 1     | 0   | 1     | 0   |
| 介護予防住宅改修        | 人数 | 1     | 1   | 1     | 0   | 1     | 0   |
| 介護予防支援          | 人数 | 37    | 30  | 37    | 34  | 37    | 36  |

※令和5年度の実績値は9月実績までの見込量です。

■地域密着型サービス・介護保険施設サービス

| サービス種類               |    | 年度 | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |     |
|----------------------|----|----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
|                      |    |    | 計画値   | 実績値 | 計画値   | 実績値 | 計画値   | 実績値 |
| (2)地域密着型サービス         |    |    |       |     |       |     |       |     |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護     | 人数 |    | 0     | 0   | 0     | 0   | 0     | 0   |
| 夜間対応型訪問介護            | 人数 |    | 0     | 0   | 0     | 0   | 0     | 0   |
| 認知症対応型通所介護           | 回数 |    | 21    | 70  | 21    | 67  | 21    | 101 |
|                      | 人数 |    | 2     | 7   | 2     | 7   | 2     | 9   |
| 小規模多機能型居宅介護          | 人数 |    | 0     | 1   | 0     | 1   | 0     | 1   |
| 認知症対応型共同生活介護         | 人数 |    | 3     | 4   | 3     | 5   | 3     | 9   |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護     | 人数 |    | 0     | 0   | 0     | 0   | 0     | 0   |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 人数 |    | 0     | 0   | 0     | 0   | 0     | 0   |
| 看護小規模多機能型居宅介護        | 人数 |    | 0     | 0   | 0     | 0   | 0     | 0   |
| 地域密着型通所介護            | 回数 |    | 740   | 659 | 743   | 550 | 742   | 603 |
|                      | 人数 |    | 37    | 34  | 39    | 28  | 36    | 27  |
| (3)介護保険施設サービス        |    |    |       |     |       |     |       |     |
| 介護老人福祉施設             | 人数 |    | 84    | 85  | 86    | 82  | 88    | 76  |
| 介護老人保健施設             | 人数 |    | 27    | 24  | 27    | 32  | 28    | 27  |
| 介護医療院                | 人数 |    | 0     | 0   | 0     | 0   | 0     | 0   |

※令和5年度の実績値は9月実績までの見込量です。

■介護予防普及啓発事業の状況

| 区分                       |      | 年度 | R3    | R4    | R5    |
|--------------------------|------|----|-------|-------|-------|
|                          |      |    | 実績値   | 実績値   | 実績値   |
| みんなですっぺ！健康づくり(延べ利用者数)    | 延べ人数 |    | 2,529 | 2,151 | 1,916 |
| ぽんぽ館事業(延べ利用者数)           | 延べ人数 |    | 554   | 457   | 439   |
| 地区サロン数(活動団体数)            | 団体数  |    | 21    | 22    | 24    |
| 地域介護予防活動支援事業(活動団体数)      | 団体数  |    |       | 5     | 6     |
| 地域リハビリテーション活動支援の推進(実施回数) | 回数   |    | 4     | 2     | 2     |

※令和5年度の実績値は2月実績までの見込量です。

## 第3章 計画の基本的な方向

### 第1節 基本理念

2040年には団塊ジュニアの世代が65歳以上となり、さらに高齢化が進むことが見込まれるなか、高齢者のライフスタイルや生活意識、ニーズ等がさらに多様化していくことが予測されます。高齢期を迎えても、それぞれの人が豊富な経験や知識、特技等を地域社会に活かすことができる環境をつくるとともに、お互いに助け合い支え合う、参加と協働の地域づくりを推進していく必要があります。

一方、要介護者が増加する中で、介護・医療等の支援を必要とする高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で個人の尊厳やその人らしい生き方が尊重され、自立し安心して生活していくことができるよう、村民、事業者等と連携・協働して、高齢者の地域生活を支える「地域包括ケアシステム」の推進を図り、地域共生社会の実現を着実に推進していきます。

#### ■基本理念

**誰もが望む暮らしの実現に向け努力し  
ともに支え合う地域社会をめざす！**

### 第2節 基本目標

本計画の基本理念の実現にあたり、以下の5つを基本目標として設定します。

|           |                             |
|-----------|-----------------------------|
| 基本目標<br>1 | 高齢者がいきいきと健やかに暮らせる生きがい施策の推進  |
| 基本目標<br>2 | 高齢者が安心して快適に生活できる福祉の充実       |
| 基本目標<br>3 | 高齢になっても暮らし続けられる家庭・住まいと地域づくり |
| 基本目標<br>4 | 適切な介護サービスの利用                |
| 基本目標<br>5 | 村独自の健康づくりと生活支援の仕組みづくり       |

### 第3節 施策体系

誰もが望む暮らしの実現に向け努力し  
ともに支え合う地域社会をめざす！

#### 高齢者福祉計画

##### 基本目標 1

高齢者がいきいきと健やかに  
暮らせる生きがい施策の推進

- 1 生きがいある暮らしへの支援
- 2 高齢者の社会参加・就労の促進

##### 基本目標 2

高齢者が安心して快適に生活  
できる福祉の充実

- 1 将来を見据えた健康づくりの推進
- 2 介護予防の推進
- 3 生活支援サービスの支援
- 4 認知症支援策の充実
- 5 高齢者の権利擁護の推進

##### 基本目標 3

高齢になっても暮らし続けられ  
る家庭・住まいと地域づくり

- 1 介護者への支援
- 2 地域の活力を生かした高齢者を支える  
仕組みづくり
- 3 災害に強い地域づくり
- 4 高齢者にふさわしい住環境の整備

#### 介護保険事業計画

##### 基本目標 4

適切な介護保険サービスの  
利用

- 1 利用量の見込み
- 2 人材の確保や質の向上、業務効率化の促進
- 3 低所得者等の負担軽減策
- 4 介護サービス基盤の整備
- 5 給付費の見込み
- 6 介護保険料の算定

##### 基本目標 5

村独自の健康づくりと生活  
支援の仕組みづくり

- 1 介護予防・日常生活支援総合事業
- 2 包括的支援事業（地域包括支援センタ  
ーの運営）
- 3 包括的支援事業（社会保障充実分）
- 4 任意事業

## 第4章 高齢者福祉計画～高齢者支援施策の推進～

### 基本目標1 高齢者がいきいきと健やかに暮らせる生きがい施策の推進

#### 1 生きがいある暮らしへの支援

自主活動への支援や、社会参加の機会につながる講座やイベント等を開催し、多様なニーズを抱える高齢者が生きがいをもって暮らせる環境をつくっていきます。

##### 【ニーズ調査から見た現状と課題】

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果では、「趣味あり」が58.5%に対して「思いつかない」が29.7%、「生きがいあり」が55.9%に対して「思いつかない」が32.9%と、趣味や生きがいがある方の割合が半数を超える一方、思いつかない方が約3割いることから、さらなる趣味や生きがいのある暮らしへの支援が求められます。

また、生きがいづくりにつながる地域活動の参加状況についてはいずれも「参加していない」の割合が最も高く、スポーツ関係のグループ（58.8%）や趣味関係のグループ（57.8%）、老人クラブ（61.2%）で約6割であったことから、地域活動の参加の場や幅広く交流できる活動の場を整備し、高齢者が地域の中でいつまでもいきいきと活躍できるように支援していくことが重要です。

##### 【具体的な取組】

| 施策及び事業       | 取 組 内 容                                                                                              |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住民団体等の活動への助成 | 老人クラブや地区サロン、NPO法人等で行っている運動教室などの活動に対して助成金や活動の支援等を行います。担い手不足による団体の弱体化を食い止めるため、社会福祉協議会と協力し住民活動をサポートします。 |
| 健康づくりの指導・助言  | 地区ごとに開催しているサロンや百歳体操などの住民主体の活動の場に、保健指導や介護予防教室などを開催し、専門職が指導・助言を行い、活動の活性化を図ります。                         |
| 生きがい活動の支援    | 団体の担い手養成に力を入れ、通いの場や生活支援活動の立上げ支援を継続します。<br>生きがい活動の情報発信や、住民ニーズに合わせた新たな活動を推進します。                        |

## 2 高齢者の社会参加・就労の促進

高齢者の知識や経験をボランティア活動や地域活動といった社会貢献活動に活かせるよう支援を行います。また、戸沢村社会福祉協議会、NPO法人等との多様な団体との連携により、地域の人材育成と活躍の場をつくります。

### 【ニーズ調査から見た現状と課題】

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果では、社会参加につながる地域活動の参加状況についていずれも「参加していない」の割合が最も高く、ボランティアのグループで57.9%、収入のある仕事で47.6%となっていることから、これまで培われてきた豊かな経験や能力を地域活動に生かすことのできる機会を増やし、社会参加を促すためのきっかけを提供することが重要です。

### 【具体的な取組】

| 施策及び事業         | 取 組 内 容                                                                                                                                                                |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 障がい者・高齢者への就労支援 | ハローワークや最上障がい者就業・生活支援センター等関係機関と連携し、障がい者・高齢者の就労を支援します。最上障がい者就労支援機関協議会では、地域の課題を検討し、雇用の拡大や相談支援機能の強化を図ります。高齢者への就労支援として、引き続き、関係機関と課題を共有し、適宜、連携しながら、就労意欲がある高齢者への相談・支援などを行います。 |
| 活動支援団体への助成     | 高齢者の活躍の場として、シルバー人材センターの活動に対して助成を継続します。<br>地域の住民主体の活動に対して助成を行いながら、自主活動としての自立に向け支援を行います。                                                                                 |
| 関係機関との連携強化     | 村の関係機関と連携し、住民ボランティア活動の活性化と、地域リーダーの育成に取り組みます。また、社会参加の場として、スポーツや文化などの趣味活動の推進、事業の共同開催等で連携を図ります。                                                                           |

## 1 将来を見据えた健康づくりの推進

生活習慣病の予防は、幼児期からの取組が重要です。そのためには、幼少期から家族全員が、自分の健康は自分で守るという意識を持ち積極的に健康づくりに取り組まなければなりません。そのため健康づくり関連事業の普及啓発を行います。また、健康診断を通じて、生活習慣病の予防や早期発見と指導・助言を行いながら、若年からの健康づくりを推進し健康寿命の延伸に取り組めます。

### 【ニーズ調査から見た現状と課題】

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果では、自身の健康状態について「とてもよい」（7.9%）と「まあよい」（67.0%）を合わせた“良好”の割合が74.9%と、主観的な健康状態は良好な方が多くを占めている一方、現在治療中または後遺症のある病気について、「ない」が11.4%であるのに対し、「高血圧」が49.1%と約半数を占めており、生活習慣へ留意する必要性が伺えます。

### 【具体的な取組】

| 施策及び事業          | 取 組 内 容                                                                                                                                    |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保健事業と介護予防の一体的推進 | 生まれる前から高齢になるまで、年齢の垣根を超えた健康づくり事業を一体的に実施します。高齢者に対する健診と各種予防接種を実施して健康づくりに取り組みます。<br>KDB システムを活用した健康指導や、歯周病疾患予防の取組の強化、各地区サロンでの健康相談、フレイル予防を行います。 |
| 健康手帳の交付         | 40歳到達者に健康の保持増進のために健康手帳を交付しています。働き盛りの世代が健康に関心を持ち、自らの健康を管理することで介護予防にもつながるので、今後も健康管理に関心を持ってもらうきっかけの一つとして、継続して交付します。                           |
| 健康運動教室          | 健康の保持増進や生活習慣病予防、運動習慣を身につけるきっかけづくりとして、ライフステージに合わせた各健康運動教室を実施します。住民自らが、健康に関心を持ち教室に参加できるよう普及啓発を強化していきます。                                      |
| 高齢者のメンタルヘルス     | 戸沢村は高齢者の自殺率が高く、地域での予防活動は重要となっています。地区サロンにおいて講話を開催したり、ポスターやのぼり旗を主要施設に設置することで普及啓発を行っています。<br>また、専門の職員によるこころの相談窓口で随時対応していきます。                  |

## 2 介護予防の推進

介護予防においては、心身機能の改善と同時に、地域の社会的な活動への参加促進を図ることが重要です。地域で介護予防に継続して取り組める体制づくりを進め、自立を支援するとともに介護が必要となる状態をできる限り防ぐ取組を進めます。また、要支援の状態であっても、現在の状態の維持と改善を図るために支援します。

### 【ニーズ調査から見た現状と課題】

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果では、地域活動の参加状況について、介護予防のための通いの場は「参加していない」の割合が61.8%と約6割であることから、年齢を重ねても、いきいきと快適に生活が送れるよう、さらなる介護予防の普及啓発を進めることが求められます。

### 【具体的な取組】

| 施策及び事業                        | 取 組 内 容                                                                                                                                                               |
|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一般高齢者向けの介護予防教室の推進             | 保健センターで行っている「みんなですっぺ！健康づくり」、ぽんぽ館で行っている「水中運動・楽々運動教室」の利用促進のため、広報誌等を使い情報発信を行います。<br>利用者の固定化を解消するため、ニーズ調査を活用した訪問活動による村民への参加啓発、新規参加者向けのイベントの開催、広報活動の継続などにより、利用者数の増加を目指します。 |
| 事業対象者及び要支援者認定者への重度化防止・自立支援の強化 | ニーズ調査などの結果からリスク対象者を把握し、早期に訪問指導を行います。地域包括支援センターが介護予防支援により適切な介護予防事業の利用に繋がります。また、個人の達成目標を関係者間で共有し、重度化防止・自立支援に努めます。そのため、地域ケア会議や地域リハビリテーション事業の専門職による助言を有効に活用します。           |
| 住民自ら選択できる介護予防の普及啓発            | 村の介護予防事業だけでなく、民間団体の取組や自主活動についての資源を把握し、介護予防活動の一覧を作成します。住民活動の場への掲示や広報誌等で情報を発信し普及啓発を促進します。<br>積極的に介護予防へ取り組む団体などを広報誌に掲載することで活動意欲を高め継続して支援します。                             |

### 3 生活支援サービスの支援

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるように、介護保険サービスとともに、介護保険では対応していない多様なサービスにより日常生活へのきめ細やかな支援や見守り等を行うため、介護保険外サービスのさらなる利用促進を進めていきます。

#### 【ニーズ調査から見た現状と課題】

在宅介護実態調査の結果では、介護保険サービスの利用状況は「利用している」の割合が84.2%である一方、介護保険外サービスの利用状況は「利用していない」が69.8%で約7割が利用していない結果となっています。

#### 【具体的な取組】

| 施策及び事業         | 取 組 内 容                                                                                                                   |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 村の福祉事業の推進      | 除雪サービス、福祉交通サービス、寝具クリーニング等公的支援事業を継続し、サービスの内容や必要量などの評価見直しを実施していきます。そのため、地区の民生委員や老人相談員等から地域の実情を把握し、住民ニーズに合わせた利用しやすい事業を目指します。 |
| 地域住民の支え合い活動の推進 | 住民主体の活動の拠点となるサロン活動の継続支援と、住民の担い手を養成し、地域住民の支え合い活動の促進を図ります。そのため、戸沢村地域助け合い活動の助成を行い、住民主体の支え合い活動の立上げ支援を行います。                    |
| 多様な生活支援サービスの充実 | 介護や医療の専門職に頼らず「自分たちでできること」の多様な生活支援サービスの創出に向け、地域課題を把握し、民間企業との連携や住民主体の有償ボランティア等、様々な形で高齢者の生活をサポートする形をつくります。                   |

## 4 認知症支援策の充実

認知症基本法が制定されたことから、戸沢村認知症施策推進計画を策定し、認知症の総合的支援を実施します。今後、急速に増加することが見込まれる認知症高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症についての正しい知識を普及させるとともに、相談窓口の周知に努め、認知症の早期発見・早期治療や相談体制の充実を図ります。

### 【ニーズ調査から見た現状と課題】

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果では、認知症に関する相談窓口を知っているかについては「はい」の割合が32.6%となっており、約3割の方にしか知られていない状況です。

### 【具体的な取組】

| 施策及び事業              | 取 組 内 容                                                                                                                                                                                                                                |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 認知症になっても暮らしやすい地域づくり | 共生社会に向けて、村内への住民対応として、認知症でも温かく受け入れられる知識と対応方法の習得を推進します。<br>認知症サポーター養成講座を地域で開催し、村民の知識と理解を深めることで、認知症とその家族が住み慣れた地域で暮らすことができる地域づくりを推進します。<br>地域住民が中心となり、認知症サポーターの交流拠点である「チームオレンジ」を立ち上げます。認知症地域支援推進員とチームオレンジが協力し、通いの場での多世代交流や認知症への理解の深化を進めます。 |
| 認知症の予防              | 若年期からの生活習慣病の予防と高齢期における内科疾患の安定など保健指導を強化します。<br>広報誌やホームページ等で認知症予防の情報発信を行います。認知症カフェなどの気軽に参加できる集いの場の創出を推進します。                                                                                                                              |
| 認知症高齢者への早期介入と医療連携   | 戸沢村認知症ケアパスを更新し、適切な対応が早期に行えるよう啓発します。また、介護と認知症に関する相談窓口である「介護お悩み相談所」を認知症地域支援推進員が常駐する村内介護事業所に開設し、認知症高齢者や家族の相談に早期介入できるよう、村民へ周知していきます。<br>認知症初期集中支援チームにおいては、認知症の人が認知症の容態に応じて必要な医療や介護等のサービスを受けられるよう、認知症疾患センターと連携していきます。                       |

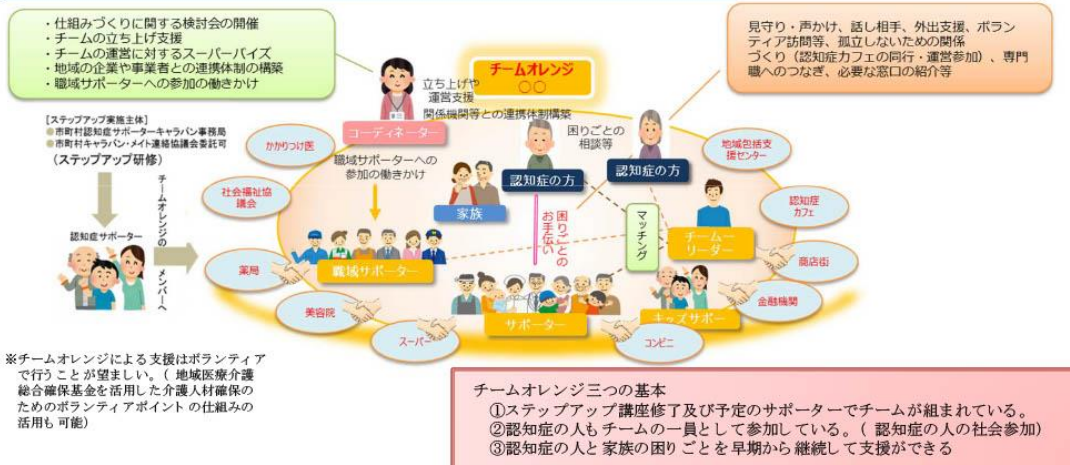
## チームオレンジの取組の推進

◆「チームオレンジ」とは  
認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、市町村がコーディネーター（※）を配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーター（基本となる認知症サポーター養成講座に加え、ステップアップ講座を受講した者）を中心とした支援者をつなぐ仕組み。  
（※）認知症地域支援推進員を活用しても可

【事業名】認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業（地域支援事業交付金）

【認知症施策推進大綱：KPI／目標】2025（令和7）年

・全市町村で、本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジなど）を整備



認知症当事者も地域を支える一員として活躍し、社会参加することを後押しするとともに、認知症サポーターの更なる活躍の場を整備

資料：厚生労働省

## 5 高齢者の権利擁護の推進

高齢者の尊厳ある暮らしを実現するため、認知症に限らず自ら権利の主張や行使ができない状況にある方に対し、必要な支援を行っていきます。

また、高齢者を取り巻く様々な問題や8050問題への対応として福祉のワンストップ窓口を開設し、高齢者だけでなく関係する家族の問題に対して関係機関と連携していきます。

### 【ニーズ調査から見た現状と課題】

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果では、認知症に関する相談窓口を知っている3割の方のうち、既知の相談窓口については、「役場」の割合が58.7%で6割近くとなっているものの、そのほかの相談窓口においてはいずれも半数以下の認知となっています。認知症の方は高齢者のなかでも特に権利侵害の対象になりやすいことから、役場以外にも、内容に合わせて相談や対応ができる窓口について周知や案内をしていく必要があります。

### 【具体的な取組】

| 施策及び事業      | 取 組 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 成年後見制度の利用促進 | <p>地域福祉計画の中に成年後見制度利用促進基本計画を位置づけており、それに基づいて実施します。</p> <p>チラシなどを配置し普及啓発していますが、制度についての周知が不足しています。今後は認知症高齢者の増加も見込まれているため、民生委員や介護施設職員向けに成年後見制度の講話を実施し、地域住民向けには広報誌等に掲載して制度の周知を図ります。また、令和4年に地域包括支援センターに設置した成年後見センターの利用を促進していきます。</p> <p>また、専門職団体や裁判所とのネットワーク形成については、広域的に取り組めるよう市町村間で検討していきます。</p> |
| 高齢者虐待防止     | <p>地域包括支援センターが窓口となり、戸沢村高齢者虐待マニュアルに基づき相談・対応をしていきます。高齢者虐待防止協議会は、成年後見制度におけるネットワークと重複するため、権利擁護協議会として年1回開催します。関係機関と連携することで、虐待通報時は速やかに対応していきます。</p> <p>今後も相談窓口の周知、関係機関との情報共有や研修を重ねていきながら、早期発見・早期対応を続けていきます。</p>                                                                                  |
| 消費者被害の防止    | <p>地区サロンや老人クラブ等の集まりに出向き、消費者生活センターの出前講座や、窓口へのパンフレット配置等により、消費者被害防止への啓発を行います。</p> <p>現在、消費者生活センターの出前講座や戸沢駐在署の啓蒙により、消費者被害は報告されておりません。しかし、悪質商法は後を絶たず、新たな手口で次々と発生することから、継続した広報や啓発が必要です。引き続き、高齢者の権利擁護事業として出前講座や消費者講座を開催し、被害防止に努めていきます。</p>                                                        |
| 相談支援体制の整備   | <p>とざわふれあいセンター内に戸沢村地域包括支援センターと戸沢村社会福祉協議会で「福祉のワンストップ窓口」を設置し、複雑化・複合化する生活課題に対応します。村民に対して相談窓口の周知と、地域の民生委員等との情報共有、関係機関とのネットワークを構築し、様々な問題の早期介入と課題解決を図ります。</p>                                                                                                                                    |

## 1 介護者への支援

介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で生活できるよう、要介護高齢者への支援だけでなく、介護者の身体的、精神的負担を軽減する支援が必要です。そのために必要な介護者支援に取り組んでいきます。

### 【ニーズ調査から見た現状と課題】

在宅介護実態調査の結果では、今後の在宅生活の継続に向けて介護者が不安に感じる介護について、「不安に感じていることは、特にない」の割合が10.6%で約1割となっており、不安に感じていることについては「外出の付き添い、送迎等」が41.6%、「認知症状への対応」が31.0%などをはじめ、在宅介護について様々な不安を抱えている方が多く見受けられました。

### 【具体的な取組】

| 施策及び事業            | 取 組 内 容                                                                                                                               |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 在宅介護推進のための社会資源の充実 | 在宅医療・介護保険サービスだけでなく、民間サービスや住民ボランティアなど、地域資源を整理して情報を発信していきます。また、必要な地域資源を精査しながら、新たな社会資源や仕組みを創出し、在宅介護の推進に取り組みます。                           |
| 介護者の心身の負担を軽減する支援  | 介護に関する相談窓口を設置し、必要に応じて適切なサービスの利用につなげます。特に、認知症の家族介護者は、精神的な不安やストレスが大きく、認知症カフェなどで理解者を増やすことも重視します。                                         |
| 重度在宅介護者への支援の充実    | 重度の介護が必要な方の外出には、特殊な移送サービスが必要です。車いすやストレッチャーを利用して移動する際の費用負担も大きいいため、介護者に対して助成を継続します。<br>また、移送サービス事業者の情報や、助成の申請について、福祉のしおりやSNS等で情報を発信します。 |

## 2 地域の活力を生かした高齢者を支える仕組みづくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるには、村民が主体的に地域の担い手として高齢者の生活を支援する体制を整備していかなければなりません。また、介護保険サービス、村の保健福祉サービスに加え、医療との連携も必要です。そして、村の資源と村民による「地域の活力」を活かし、村と村民が一体となり、ともに支え合う仕組みづくり、地域づくりを進めます。

### 【ニーズ調査から見た現状と課題】

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果では、家族や友人・知人以外の相談相手について、「社会福祉協議会・民生委員」の割合が最も高く 31.6%、次いで「医師・歯科医師・看護師」が 25.1%、「そのような人はいない」が 24.1%となっています。全体においては社会福祉協議会や民生委員、医療従事者が高いものの約3割となっており、家族や友人・知人以外の相談相手がいない方の割合と大きく変わらないことから、相談できる相手としての認識を広めることや、様々な活動について周知していくことが重要です。

### 【具体的な取組】

| 施策及び事業                 | 取 組 内 容                                                                                                                                                                                                                   |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 民生委員・老人相談員による相談活動      | 必要に応じて生活状態を把握し、常に村民の立場に立ちながら、情報提供や相談・助言を行っています。民生委員については、個別の相談や一人暮らし世帯への声かけ、老人相談員については、配食サービスによる見守り活動も行っています。老人相談員については、随時情報交換ができており、特に認知症の早期発見、適切な支援につながっています。これらの活動により、地域住民がそれぞれの能力に応じて自立した生活が送れるよう、今後も事業を継続して実施します。    |
| 医療・福祉の専門職による相談支援       | 医療（主治医）や薬局との連携のため、かかりつけ医とかかりつけ薬局についてポスターや広報等で普及を進めます。<br>福祉・介護の相談窓口、生活困窮・法律相談を活用してもらえるよう広報誌やホームページ等で情報を発信します。                                                                                                             |
| 地域の課題を明確にして解決できる仕組みづくり | 生活支援コーディネーターを中心に、地域課題を生活支援体制整備協議体で協議し、関係機関が連携して村民の課題に対応できる体制づくりをしていきます。<br>村では、自立支援型の地域ケア会議を開催し、個別のケース検討を重ねながら課題解決に向けた議論を行い、庁内横断的な視点から課題解決に向けた政策調整を行っています。今後も、地域課題の解決に向けた検討を継続し、関係機関において必要な情報の共有を図るとともに、関係職員等の資質向上に繋がります。 |

### 3 災害に強い地域づくり

災害時、災害発生前の備え、避難行動や避難所での生活の各段階において、高齢者など特に配慮を要する方を把握し、村関係課、避難支援者、民生委員、自主防災組織と情報を共有し、いざという時に備え災害に強い村づくりを進めます。

#### 【ニーズ調査から見た現状と課題】

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果では、家族形態で「1人暮らし」の割合は12.0%と、約1割の高齢者が災害発生時に単独での避難が必要となる可能性が高くなっています。

#### 【具体的な取組】

| 施策及び事業                          | 取 組 内 容                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害時要支援者対策の推進                    | 戸沢村災害時要援護者避難支援制度では、障害者や一人暮らし高齢者等（避難行動要支援者という。）が災害時における支援を地域で受けられるよう、事前に登録を受け付けています。<br>戸沢村要支援者避難支援計画を策定し、災害時避難支援登録を行い、ひとり一人の状況に合わせた個別避難計画を作成しています。<br>毎年、民生委員により災害時要支援者の情報を更新し、自主防災組織、消防署、警察署、関係課と台帳を共有し、緊急時に活用できる体制を整備しています。 |
| 医療介護事業所等の業務継続計画（BCP）の作成と協力体制の構築 | 介護施設入所者は要支援者の対象としていないため、各福祉施設等のBCPと合わせ、施設間の協力体制について協議の場を作り、福祉避難の在り方を構築します。                                                                                                                                                    |
| 在宅療養者の災害時支援                     | 在宅療養者は、要支援者避難支援登録にて把握・共有しています。<br>医療機器使用者等は災害時に限らず、停電が発生した場合も使用ができなくなってしまうため、非常電源の確保等災害時における個別計画を作成し、緊急時の対応を明確にしておく必要があります。災害等の発生に備え、安全で安心な在宅療養生活を送れるよう万全な体制を整備していきます。                                                        |

## 4 高齢者にふさわしい住環境の整備

認知症に限らず、年齢を重ねても安心・安全で快適な生活を続けるためには、道路や施設などのハード面だけでなく、各種在宅サービスの充実などのソフト面においても、利用しやすいように配慮が必要です。戸沢村では、冬期間の除雪対策等も課題となっています。一年を通して安心して暮らせる住環境の整備と福祉施策の充実による総合的な村づくりを進めるとともに、安心・安全な住まいへの支援を行っていきます。

### 【ニーズ調査から見た現状と課題】

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果では、認知症になった際の戸沢村の住みやすさについて「わからない」の割合が30.1%で最も高く、次いで「大いに思う」(5.2%)と「やや思う」(21.8%)を合わせた“住みやすい”が27.0%、「あまり思わない」(20.1%)と「まったく思わない」(3.6%)を合わせた“住みづらい”が23.7%となっており、認知症になっても安心して住みやすいと思ってもらえるような住環境の整備や施策の充実が求められます。

要介護者の介護施設入所の割合は、県の平均に比べて高くなっています。軽度の要介護状態でも、家族不在時の不安が大きく在宅介護の選択ができない現状です。

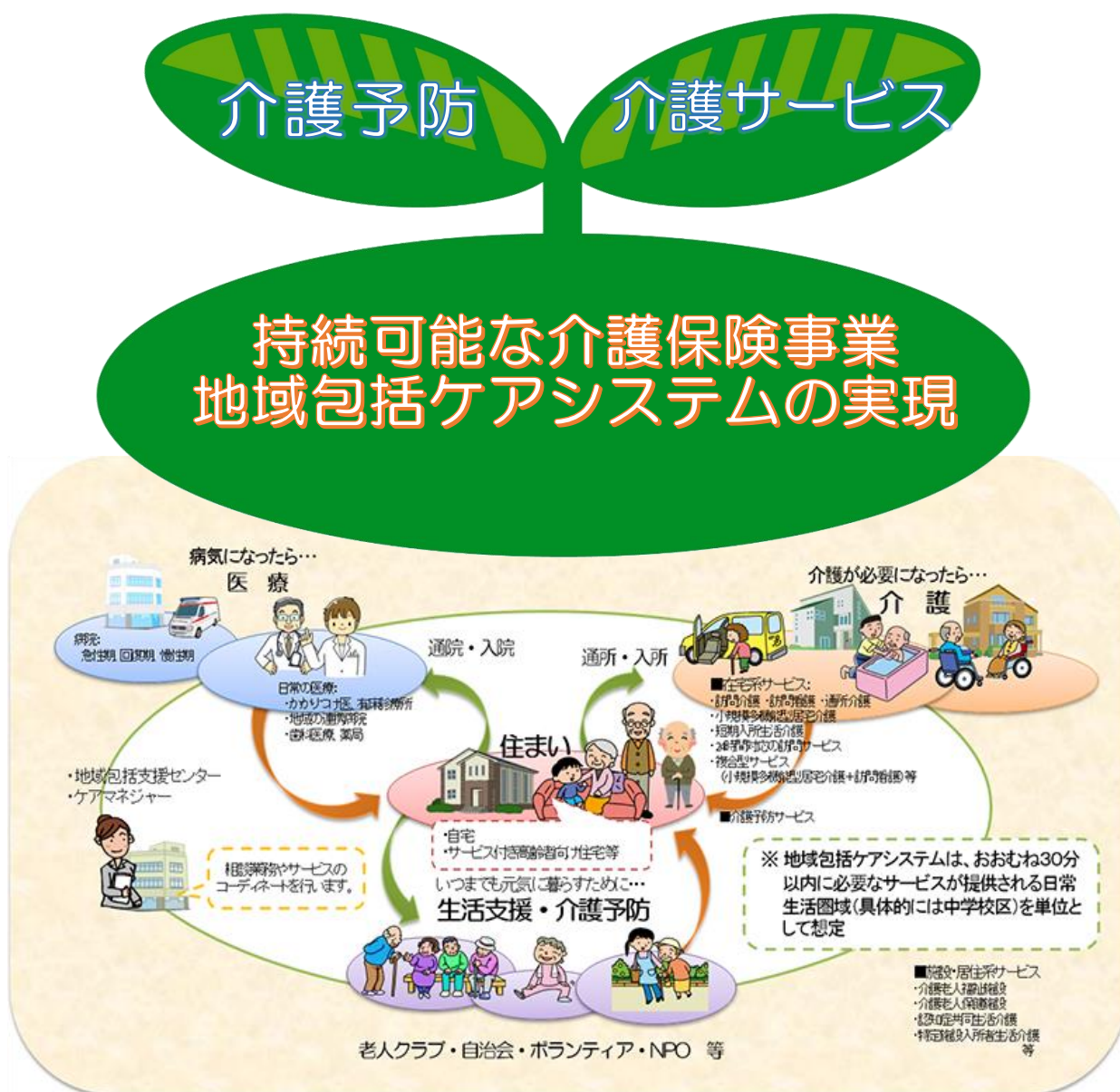
### 【具体的な取組】

| 施策及び事業                  | 取 組 内 容                                                                                                                                                                    |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住み慣れた地域で暮らすための適切な住環境の整備 | 高齢になっても地域での交流を続け、いきいきと暮らせる健康づくりを強化します。また、介護が必要となる前に「終活」について考える機会を作り、生活設計することで介護予防の意識の強化をはかります。<br>必要に応じて、手すりの設置や段差解消等の住宅改修を行い、有効でかつ適切な事業が実施できるように地域ケア会議等で専門職に助言をもらい取り組みます。 |
| 介護施設入所に至らない「住まい」の検討     | 介護施設の入所者が増えれば、介護給付費が増加します。自立支援の観点から、できる事は自ら続け、必要に応じて地域の生活支援サービスや専門的ケアを必要とする公的サービスを利用しながら生活ができる高齢者向け住宅について検討します。                                                            |
| 特例入所者の要件の検討             | 認知症や独居などの理由で、要介護認定が軽度であっても在宅生活の継続が困難な方は今後増えていくことが予想されます。特別養護老人ホームの特例入所については、山形県の特別養護老人ホーム入所指針との整合性を図りながら、ケースごとに適切に判断していきます。また、入所後の軽度施設入所者の在宅復帰の検討も行い、適切なサービス利用を促進します。      |

## 第5章 介護保険事業計画 ～持続可能な介護保険事業の推進～

介護保険制度は、介護サービスを使えば使うほど保険料が上昇します。保険料の高騰化は、高齢者の経済・生活の圧迫につながり、やがては介護保険制度そのものが破綻する可能性を含んでいます。持続可能な介護保険事業を運営するために、介護予防、自立支援や重度化防止のため効果的な施策の展開と両輪で介護保険サービスを推進し、適切な保険料の設定による運用と給付適正化に努めます。

■ 重点的に取り組むべき課題と目指す姿



|        |                |
|--------|----------------|
| 基本目標 4 | 適切な介護保険サービスの利用 |
|--------|----------------|

介護保険サービスは、介護が必要になった場合に利用する専門的なサービスです。介護が必要になっても住み慣れた地域で、できるだけ自立した生活が送れるよう、地域の実情に合わせて整備していきます。

## 1 利用量の見込み

### (1)居宅サービス・介護予防居宅サービス

|             |     | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-------------|-----|-------|-------|-------|
| 居宅サービス      |     |       |       |       |
| 訪問介護        | 回/月 | 340   | 340   | 340   |
|             | 人/月 | 20    | 20    | 20    |
| 訪問入浴介護      | 回/月 | 340   | 340   | 340   |
|             | 人/月 | 20    | 20    | 20    |
| 訪問看護        | 回/月 | 125   | 125   | 127   |
|             | 人/月 | 16    | 16    | 16    |
| 訪問リハビリテーション | 回/月 | 0     | 0     | 0     |
|             | 人/月 | 0     | 0     | 0     |
| 居宅療養管理指導    | 人/月 | 25    | 25    | 25    |
| 通所介護        | 回/月 | 631   | 638   | 654   |
|             | 人/月 | 64    | 65    | 67    |
| 通所リハビリテーション | 回/月 | 62    | 62    | 62    |
|             | 人/月 | 10    | 10    | 10    |
| 短期入所生活介護    | 日/月 | 197   | 197   | 197   |
|             | 人/月 | 15    | 15    | 15    |
| 短期入所療養介護    | 日/月 | 0     | 0     | 0     |
|             | 人/月 | 0     | 0     | 0     |
| 福祉用具貸与      | 人/月 | 83    | 83    | 81    |
| 特定福祉用具販売    | 人/月 | 0     | 0     | 0     |
| 住宅改修費       | 人/月 | 0     | 0     | 0     |
| 特定施設入居者生活介護 | 人/月 | 2     | 2     | 2     |
| 居宅介護支援      | 人/月 | 133   | 133   | 131   |

|                 |     | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------------|-----|-------|-------|-------|
| 介護予防居宅サービス      |     |       |       |       |
| 介護予防訪問入浴介護      | 回/月 | 0     | 0     | 0     |
|                 | 人/月 | 0     | 0     | 0     |
| 介護予防訪問看護        | 回/月 | 56    | 56    | 56    |
|                 | 人/月 | 6     | 6     | 6     |
| 介護予防訪問リハビリテーション | 回/月 | 0     | 0     | 0     |
|                 | 人/月 | 0     | 0     | 0     |
| 介護予防居宅療養管理指導    | 人/月 | 1     | 1     | 1     |
| 介護予防通所リハビリテーション | 人/月 | 2     | 2     | 2     |
| 介護予防短期入所生活      | 日/月 | 6     | 6     | 6     |
|                 | 人/月 | 1     | 1     | 1     |
| 介護予防短期入所療養介護    | 日/月 | 0     | 0     | 0     |
|                 | 人/月 | 0     | 0     | 0     |
| 介護予防福祉用具貸与      | 人/月 | 30    | 30    | 31    |
| 特定介護予防福祉用具販売    | 人/月 | 0     | 0     | 0     |
| 介護予防住宅改修費       | 人/月 | 0     | 0     | 0     |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | 人/月 | 0     | 0     | 0     |
| 介護予防支援          | 人/月 | 36    | 35    | 35    |

## (2)地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

|                      |     | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----------------------|-----|-------|-------|-------|
| 地域密着型サービス            |     |       |       |       |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護     | 人/月 | 0     | 0     | 0     |
| 夜間対応型訪問介護            | 人/月 | 0     | 0     | 0     |
| 認知症対応型通所介護           | 回/月 | 97    | 97    | 97    |
|                      | 人/月 | 10    | 10    | 10    |
| 小規模多機能型居宅介護          | 人/月 | 1     | 1     | 1     |
| 認知症対応型共同生活介護         | 人/月 | 8     | 9     | 9     |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護     | 人/月 | 0     | 0     | 0     |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 人/月 | 0     | 0     | 0     |
| 看護小規模多機能型居宅介護        | 人/月 | 0     | 0     | 0     |
| 地域密着型通所介護            | 回/月 | 585   | 585   | 609   |
|                      | 人/月 | 27    | 27    | 28    |

|                  |     | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------------|-----|-------|-------|-------|
| 地域密着型介護予防サービス    |     |       |       |       |
| 介護予防認知症対応型通所介護   | 回/月 | 0     | 0     | 0     |
|                  | 人/月 | 0     | 0     | 0     |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護  | 人/月 | 0     | 0     | 0     |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 人/月 | 0     | 0     | 0     |

### (3)施設サービス

|          |     | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----------|-----|-------|-------|-------|
| 施設サービス   |     |       |       |       |
| 介護老人福祉施設 | 人/月 | 79    | 79    | 77    |
| 介護老人保健施設 | 人/月 | 29    | 28    | 28    |
| 介護医療院    | 人/月 | 0     | 0     | 0     |

## 2 人材の確保や質の向上、業務効率化の促進

少子高齢化等の影響から、介護に係る人材の減少が懸念されています。2040年には、介護サービスの需要が供給を大きく上回ることが予想されているため、介護職員の人材育成及び確保、定着、離職防止を図ることが喫緊の課題となっています。

処遇改善等の雇用環境の改善、離職した介護職員への再就職支援、外国人人材の受入れ、介護ロボットやICT技術の導入など、もがみ介護人材確保推進ネットワーク協議会と一体となり取り組んでいきます。

また、令和6年2月に戸沢村・鮭川村・大蔵村の社会福祉法人による「最上三村社会福祉法人連絡会」が設立されました。福祉分野の人材確保などの課題協議や地域共生社会の実現をめざして連携していくため、協力関係を築いていきます。

## 3 低所得者等の負担軽減策

### (1)特定入所者介護サービス費

施設サービスや短期入所サービスにおける食費・居住費について、所得の低い方に対しては自己負担の上限額が設けられており、これを超えた分は「特定入所者介護サービス費」として保険給付します。

---

## **(2)高額介護サービス費等(高額医療・高額介護合算療養費)**

介護サービス利用者の負担割合に応じて利用者負担額が一定の上限金額を超えた場合については、高額介護サービス費、高額介護予防サービス費として保険給付します。また、介護保険と医療保険の両方のサービスを利用している方についても、介護保険と医療保険の両方の負担額を合算し、利用者負担額が一定の上限金額を超えた部分については、高額医療・高額介護合算療養費として保険給付します。

## **(3)境界層該当者への対応**

介護保険制度においては、介護保険料や介護サービス費等について、本来適用すべき基準を適用すると生活保護を必要とするが、より低い基準を適用すれば生活保護を必要としない方（これを境界層該当者という）については、より低い基準を適用して負担を軽減します。

## **4 介護サービス基盤の整備**

本計画期間における介護保険施設や介護予防拠点整備の見込みはありません。

## 5 給付費の見込み

令和6年度から令和8年度までの各給付費の見込額は以下のとおりとなります。

### (1) 居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービス給付費の見込額

(単位:千円)

|                      | 令和6年度   | 令和7年度   | 令和8年度   |
|----------------------|---------|---------|---------|
| <b>居宅サービス</b>        |         |         |         |
| 訪問介護                 | 14,689  | 14,707  | 14,707  |
| 訪問入浴介護               | 412     | 412     | 412     |
| 訪問看護                 | 5,682   | 5,689   | 5,805   |
| 訪問リハビリテーション          | 0       | 0       | 0       |
| 居宅療養管理指導             | 2,530   | 2,533   | 2,533   |
| 通所介護                 | 61,019  | 61,532  | 63,091  |
| 通所リハビリテーション          | 7,110   | 7,119   | 7,119   |
| 短期入所生活介護             | 19,027  | 19,052  | 19,052  |
| 短期入所療養介護             | 0       | 0       | 0       |
| 福祉用具貸与               | 13,867  | 13,867  | 13,334  |
| 特定福祉用具販売             | 0       | 0       | 0       |
| 住宅改修費                | 0       | 0       | 0       |
| 特定施設入居者生活介護          | 4,817   | 4,823   | 4,823   |
| 居宅介護支援               | 23,641  | 23,628  | 23,264  |
| <b>地域密着型サービス</b>     |         |         |         |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護     | 0       | 0       | 0       |
| 夜間対応型訪問介護            | 0       | 0       | 0       |
| 認知症対応型通所介護           | 5,959   | 5,966   | 5,966   |
| 小規模多機能型居宅介護          | 2,166   | 2,169   | 2,169   |
| 認知症対応型共同生活介護         | 26,210  | 29,588  | 29,588  |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護     | 0       | 0       | 0       |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 0       | 0       | 0       |
| 看護小規模多機能型居宅介護        | 0       | 0       | 0       |
| 地域密着型通所介護            | 64,901  | 64,983  | 68,324  |
| <b>施設サービス</b>        |         |         |         |
| 介護老人福祉施設             | 241,822 | 241,651 | 235,325 |
| 介護老人保健施設             | 96,238  | 92,664  | 91,255  |
| 介護医療院                | 0       | 0       | 0       |
| 介護給付費(Ⅰ)             | 590,090 | 590,383 | 586,767 |

## (2)介護予防居宅サービス・地域密着型介護予防サービス給付費の見込額

(単位:千円)

|                  | 令和6年度   | 令和7年度   | 令和8年度   |
|------------------|---------|---------|---------|
| 介護予防サービス         |         |         |         |
| 介護予防訪問入浴介護       | 0       | 0       | 0       |
| 介護予防訪問看護         | 2,274   | 2,277   | 2,277   |
| 介護予防訪問リハビリテーション  | 0       | 0       | 0       |
| 介護予防居宅療養管理指導     | 240     | 240     | 240     |
| 介護予防通所リハビリテーション  | 558     | 559     | 559     |
| 介護予防短期入所生活介護     | 439     | 440     | 440     |
| 介護予防短期入所療養介護     | 0       | 0       | 0       |
| 介護予防福祉用具貸与       | 2,785   | 2,785   | 2,888   |
| 特定介護予防福祉用具販売     | 0       | 0       | 0       |
| 介護予防住宅改修費        | 0       | 0       | 0       |
| 介護予防特定施設入居者生活介護  | 0       | 0       | 0       |
| 介護予防支援           | 1,987   | 1,934   | 1,934   |
| 地域密着型介護予防サービス    |         |         |         |
| 介護予防認知症対応型通所介護   | 0       | 0       | 0       |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護  | 0       | 0       | 0       |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 0       | 0       | 0       |
| 介護予防給付費(Ⅱ)       | 8,283   | 8,235   | 8,338   |
|                  |         |         |         |
|                  | 令和6年度   | 令和7年度   | 令和8年度   |
| 総給付費(Ⅰ)+(Ⅱ)      | 598,373 | 598,618 | 595,105 |

### (3) 標準給付費の見込額

(単位: 千円)

|                                   | 令和6年度      | 令和7年度      | 令和8年度      |
|-----------------------------------|------------|------------|------------|
| 総給付費(A)                           | 598,373    | 598,618    | 595,105    |
| 特定入所者介護サービス費等給付額(B)<br>(財政影響額調整後) | 46,249,870 | 45,848,860 | 45,715,190 |
| 特定入所者介護サービス費等給付額                  | 45,548,424 | 45,153,496 | 45,021,853 |
| 見直しに伴う財政影響額                       | 701,446    | 695,364    | 693,337    |
| 高額介護サービス費等給付額(C)<br>(財政影響額調整後)    | 15,399,894 | 15,266,370 | 15,221,861 |
| 高額介護サービス費等給付額                     | 15,146,337 | 15,015,011 | 14,971,235 |
| 見直しに伴う財政影響額                       | 253,557    | 251,359    | 250,626    |
| 高額医療合算介護サービス費等給付額(D)              | 1,318,407  | 1,306,975  | 1,303,165  |
| 保険給付費(E) = (A) + (B) + (C) + (D)  | 661,341    | 661,040    | 657,345    |
| 算定対象診査支払手数料(F)                    | 567        | 562        | 561        |
| 標準給付費(G) = (E) + (F)              | 661,908    | 661,602    | 657,906    |

(単位: 円)

| (参考)     | 令和22年度<br>推計 | 令和32年度<br>推計 |
|----------|--------------|--------------|
| 標準給付費見込額 | 666,459,736  | 614,226,222  |

### (4) 地域支援事業費の見込額

(単位: 千円)

|                                      | 令和6年度  | 令和7年度  | 令和8年度  |
|--------------------------------------|--------|--------|--------|
| 介護予防・日常生活支援総合事業費(H)                  | 18,510 | 19,910 | 17,810 |
| 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び<br>任意事業費(I) | 27,000 | 27,600 | 28,200 |
| 包括的支援事業(社会保障充実分)(I')                 | 6,222  | 6,322  | 6,422  |
| 地域支援事業費(J) = (H) + (I) + (I')        | 51,732 | 53,832 | 52,432 |

## 6 介護保険料の算定

### (1) 第1号被保険者介護保険料基準額の算定

令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者の介護保険料基準額は以下のとおりとなります。参考では、令和22年の介護保険料は9,694円、令和32年の介護保険料は10,754円と推計されます。

(単位:円)

|                                    | 令和6年度       | 令和7年度       | 令和8年度       | 3年間合計         |
|------------------------------------|-------------|-------------|-------------|---------------|
| 第1号被保険者負担分相当額<br>(K)=[(G)+(J)]×(L) | 164,137,289 | 164,549,941 | 163,377,712 | 492,064,942   |
| 標準給付費(G)                           | 661,908,387 | 661,602,525 | 657,905,880 | 1,981,416,792 |
| 地域支援事業費(J)                         | 51,732,000  | 53,832,000  | 52,432,000  | 157,996,000   |
| 第1号被保険者負担割合(L)                     | 23.0%       |             |             |               |
| 調整交付金相当額<br>(M)=[(G)+(H)]×0.05     | 34,020,919  | 34,075,626  | 33,785,794  | 101,882,340   |
| 調整交付金見込額<br>(N)=[(G)+(H)]×(O)      | 49,262,000  | 45,661,000  | 41,624,000  | 136,547,000   |
| 調整交付金見込交付割合(O)                     | 7.24%       | 6.70%       | 6.16%       |               |

|                                                 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 3年間合計       |
|-------------------------------------------------|-------|-------|-------|-------------|
| 財政安定化基金拠出金見込額(P)                                |       |       |       | 0           |
| 財政安定化基金償還金(Q)                                   | 0     | 0     | 0     | 0           |
| 準備基金の残高                                         |       |       |       | 46,000,000  |
| 準備基金取崩額(R)                                      |       |       |       | 23,000,000  |
| 審査支払手数料1件あたり単価                                  | 72    | 72    | 72    |             |
| 審査支払手数料支払件数                                     | 7,878 | 7,810 | 7,787 | 23,475      |
| 審査支払手数料差引額(S)                                   | 0     | 0     | 0     | 0           |
| 市町村特別給付費等(T)                                    | 0     | 0     | 0     | 0           |
| 市町村相互財政安定化事業負担額(U)                              |       |       |       | 0           |
| 市町村相互財政安定化事業交付額(V)                              |       |       |       |             |
| 保険料収納必要額(K)+(M)-(N)+(P)+(Q)-(R)+(S)+(T)+(U)-(V) |       |       |       | 434,300,282 |

|                         |               |
|-------------------------|---------------|
| 保険料収納必要額                | 434,300,282 円 |
|                         | ÷             |
| 予定保険料収納率                | 98.50%        |
|                         | ÷             |
| 所得段階別加入割合補正後第1被保険者(3年間) | 4,886 人       |
|                         | ≡             |
| 年額保険料                   | 90,000 円      |
|                         | ÷             |
| 12 か月                   |               |
|                         | ≡             |
| 月額保険料(基準額)              | 7,500 円       |

## (2) 第1号被保険者の所得段階別介護保険料

令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者の所得段階別介護保険料(年額)は以下のとおりとなります。

| 段階            | 対象者                                                                               | 基準額に対する割合          | 保険料(年額)                |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------|--------------------|------------------------|
| 第1段階          | ・生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方<br>・本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の方 | ×0.455<br>(×0.285) | 40,900 円<br>(25,600 円) |
| 第2段階          | ・本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円を超え120万円以下の方                              | ×0.685<br>(×0.485) | 61,600 円<br>(43,600 円) |
| 第3段階          | ・本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額＋合計所得金額が120万円を超える方                                    | ×0.69<br>(×0.685)  | 62,100 円<br>(61,600 円) |
| 第4段階          | ・世帯内に住民税課税者があり、本人は住民税非課税で課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の方                                  | ×0.90              | 81,000 円               |
| 第5段階<br>(基準額) | ・本人が住民税非課税(世帯に課税者がいる)で本人年金収入等80万円超                                                | ×1.00              | 90,000 円               |
| 第6段階          | ・本人が住民税課税で合計所得金額120万円未満                                                           | ×1.20              | 108,000 円              |
| 第7段階          | ・本人が住民税課税で合計所得金額120万円以上210万円未満                                                    | ×1.30              | 117,000 円              |
| 第8段階          | ・本人が住民税課税で合計所得金額210万円以上320万円未満                                                    | ×1.50              | 135,000 円              |
| 第9段階          | ・本人が住民税課税で合計所得金額320万円以上420万円未満                                                    | ×1.70              | 153,000 円              |
| 第10段階         | ・本人が住民税課税で合計所得金額420万円以上520万円未満                                                    | ×1.90              | 171,000 円              |
| 第11段階         | ・本人が住民税課税で合計所得金額520万円以上620万円未満                                                    | ×2.10              | 189,000 円              |
| 第12段階         | ・本人が住民税課税で合計所得金額620万円以上720万円未満                                                    | ×2.30              | 207,000 円              |
| 第13段階         | ・本人が住民税課税で合計所得金額720万円以上                                                           | ×2.40              | 216,000 円              |

※第1段階、第2段階、第3段階の( )は公費負担により軽減された割合・金額。

※保険料(年額)は100円未満切り捨てで表示している。

誰もが高齢になり介護が必要になっても、住み慣れた地域で最後まで自分らしく暮らすため 住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるしくみを地域包括ケアシステムといいます。このしくみを構築し深化させていくために、戸沢村に合わせた様々な事業を展開していきます。

## **1 介護予防・日常生活支援総合事業**

### **(1) 介護予防・日常生活支援サービス事業**

総合事業のみを利用する方に対する介護予防サービス計画の作成は、地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメント事業において実施します。

介護予防事業はこれまでの体制をさらに自立支援・重度化防止への実現に向けて見直しをします。「これまで提供できていなかった」住民主体の通いの場（通所型サービスB）や生活支援サービスの有償ボランティアの立上げを目指します。

他施策（地域ケア会議・生活支援体制整備事業など）と連携し、より総合的に地域課題やニーズを明確にしながら検討していきます。

#### **① 訪問型サービス**

専門職が提供する介護予防サービスと専門職以外が提供する生活支援中心型のサービス提供を確保し、必要な支援が受けられるよう体制を整えます。

#### **② 通所型サービス**

必要なサービスが提供できるよう、受託事業所の確保と事業の目的の共有と資質向上を図ります。

#### **③ 介護予防ケアマネジメント事業**

戸沢村では、総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）は、要支援認定者及び事業対象者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、心身の状況、置かれている環境、その他の状況に応じて、利用者本人の選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービスのほか、一般介護予防事業や戸沢村の独自施策等が包括的かつ効率的に提供されるよう推進します。

## 【訪問型・通所型の見込量】

(月平均)

|             | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-------------|-------|-------|-------|
| 現行相当訪問型サービス | 3人    | 3人    | 3人    |
| 訪問型サービスA    | 12人   | 14人   | 16人   |
| 現行相当通所型サービス | 25人   | 25人   | 25人   |
| 通所型サービスA    | 40人   | 40人   | 40人   |
| 通所型サービスB    | 1人    | 1人    | 1人    |

### (2)一般介護予防事業

一般介護予防事業は、要介護状態の原因となりやすい生活習慣病の予防や、転倒予防に向けた筋力訓練など、心身機能の改善に向けた従来の取組に加え、日常生活動作の向上や社会活動への参加、生きがいづくりを含めた高齢者の健康と暮らしの向上を図ることを目的として、以下の5事業を組み合わせ実施します。

また、よりきめ細かな支援を行うため、引き続き保健事業と介護予防事業を一体的に実施していきます。

#### ① 介護予防把握事業

地域の実情に応じ、効果的かつ効率的に収集した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する方を早期に把握し、住民主体の介護予防活動へつなげることを目的として地域住民活動や訪問活動を実施します。

戸沢村の65歳以上の高齢者（要介護認定者以外）に対して日常生活基本チェックリストを実施し、健診データなどとともに現在の日常生活における状態を把握し、早期の介護予防支援など戸沢村の施策への参加を推進していくための調査の実施を目指します。

#### ② 介護予防普及啓発事業

広報誌等を活用して介護予防に係る基本的な知識の普及啓発を行います。今後も介護予防や認知症、健康に関する正しい知識等について普及事業を実施し、介護予防の重要性についての意識啓発に努めます。

また、事業を通じて利用者を限定せず、参加による自主的な取組の普及を推進します。

### ③ 地域介護予防活動支援事業

介護予防事業を普及させるための住民リーダーを育成し、地域における住民主体の通いの場や支え合いの取組を充実させるための支援を行います。地域活動団体等への助成や、介護予防に関するボランティア等の人材育成の研修等を通じて、地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援を行います。

### ④ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域リハビリテーションの理念にもとづき、村民一人ひとりが安心して健康的に暮らし、保健・医療・福祉など様々な分野のサービスによる支援が相互に連携して機能する体制を整えるための検討や調整を行います。

#### 【介護予防普及啓発事業の具体的な取組】

| 施策及び事業                | 取 組 内 容                                                                                                                                                                        |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| みんなですっぺ！健康づくり         | 利用者の日常生活での改善点などをアンケート・介護予防把握事業により評価・検証していきます。利用者の基本チェックリストの項目の改善向上だけではなく、利用者の疾病データと連動し、身体的維持・疾病予防など効果の可視化を目指します。                                                               |
| ぽんぽ館事業                | 効果が期待される介護予防体操を住民へ広く周知し、利用者数を増やします。利用者の体力測定を実施し、運動器機能の向上・維持を実現します。第8期の効果検証を行い、その結果を「おめでとう」等で住民へ周知します。                                                                          |
| 保健・介護予防の一体的実施         | 後期高齢者の健康推進及び健康寿命延伸に資することを目的とし、医療専門職などが通いの場や地区サロンなどへの関与を深め、後期高齢者への個別支援などを強化していきます。国保データベース（KDB データ）や、基本チェックリストなど様々なデータを活用し、健康状態が不明な高齢者・介護フレイル状態である高齢者に対して、専門職が適切な個別支援を実施していきます。 |
| ニーズ調査の結果を踏まえたオール戸沢の取組 | 若年期からの口腔機能維持・改善を図り、高齢期の口腔機能リスクを減らすため、村内企業への出前講座を実施します。口腔ケア指導、歯周病健診の啓発、継続的な企業への啓発活動を行います。                                                                                       |

| 施策及び事業        | 取 組 内 容                                                                                                                 |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地区サロンの開催      | 地区サロンに対し、サロン開催への支援を継続しながら、フレイル予防重点施策である「運動・口腔・栄養」の専門職による指導を実施します。<br>開催回数を増やし、自主活動への移行を支援するとともに、介護予防の拠点としてサロンの支援を実施します。 |
| 地域介護予防活動支援事業  | 住民団体が、地域の集会所等で、高齢者、障がい者、子ども等に対する運動、趣味活動を通じた日中の居場所づくり、または定期的な通いの場を提供する自主的な活動を支援するため、活動に対して助成金を交付します。                     |
| 地域リハビリテーション事業 | 地域ケア会議のケースを用い、対象利用者の自立支援に向けたケアが提供できるようにアドバイスを実施していくこととします。                                                              |

### 【評価の指標・目標値】

(年間)

| 施策及び事業                  | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-------------------------|-------|-------|-------|
| みんなですっぺ！健康づくり（新規利用者数）   | 5人    | 5人    | 5人    |
| ぽんぽ館事業（新規利用者数）          | 3人    | 3人    | 3人    |
| 地区サロン数（全体活動団体数）         | 1サロン  | 1サロン  | 1サロン  |
| 地域介護予防活動支援事業（新規団体数）     | 1サロン  | 1サロン  | 1サロン  |
| 地域リハビリテーション活動支援の推進（実施数） | 4ケース  | 4ケース  | 4ケース  |

## 2 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)

地域包括支援センターの相談体制、介護予防ケアマネジメント等の基本的な機能の強化を図るほか、地域包括ケアシステムの中核機関としての機能をさらに充実させます。

| 施策及び事業          | 取 組 内 容                                                                                                                           |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 介護予防支援          | 訪問活動や関係機関からの情報をもとにリスク対象者を把握し、介護予防ケアマネジメントにより自立支援・重度化防止に向けて取り組みます。インフォーマルな資源を活用し、地域生活に属しながら適切な支援により介護予防意識を広めます。                    |
| 総合相談            | 福祉のワンストップ窓口として、複合化する相談に対応します。関係機関とのネットワーク構築をさらに深め、今後の対応の質を向上させていきます。                                                              |
| 権利擁護            | 高齢者の虐待・困難事例をはじめ、児童、障害、生活困窮など多様なニーズに対して、関係機関との連携を図り、それぞれのニーズに則した対応を推進していきます。<br>戸沢村権利擁護センターを設置し、成年後見制度の利用促進業務を行います。                |
| 包括的・継続的ケアマネジメント | ケアマネジメントを継続的・包括的にサポートし、地域課題が弊害になっているケースなどに関して問題解決の方法を行政・地域全体を巻き込んで検討できる体制を構築します。また、ケアマネージャーや介護職員の資質向上のため研修会等に努め、自立支援・重度化防止を推進します。 |

### 3 包括的支援事業(社会保障充実分)

地域包括ケアシステム構築のための柱の事業として、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進していきます。

#### (1) 地域ケア会議の強化・充実

##### 【具体的な取組】

| 施策及び事業          | 取 組 内 容                                                                                                                                                                  |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自立支援型<br>地域ケア会議 | 自立支援に向けた支援の在り方について、専門職の助言により検討していきます。助言が有効に実践できるよう、地域リハビリテーション事業による実地指導を行います。<br>住宅改修・福祉用具の使用について検討ケースに盛り込み、適正な活用方法について点検を行います。<br>また、検討ケースの振り返りを行い、地域ケア会議の在り方について検証します。 |
| 政策調整<br>地域ケア会議  | 個別ケースの検討から見えてきた地域課題について、生活支援体制整備協議会や介護保険事業運営協議会において検討し、政策に反映させていきます。                                                                                                     |

##### 【評価指標・目標値】

|                        | (年開催回数)   |           |           |
|------------------------|-----------|-----------|-----------|
|                        | 令和 6 年度   | 令和 7 年度   | 令和 8 年度   |
| 地域ケア会議<br>(個別ケース/振り返り) | 4 回 (3/1) | 4 回 (3/1) | 4 回 (3/1) |
| 政策調整ケア会議<br>(SC 協議会)   | 1 回       | 1 回       | 1 回       |

## (2)生活支援体制整備事業

### 【具体的な取組】

| 施策及び事業          | 取 組 内 容                                                                                           |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 生活支援コーディネーターの配置 | 生活支援や介護予防に資する社会資源の創出及び社会参加に資する啓蒙活動を主に行うとともに、この取組を進め、村民が主体となる活動の立上げを働きかけ、戸沢村のニーズに合った提供拠点の整備につなげます。 |
| 生活支援体制整備協議会の開催  | 高齢者を地域で支えるための定期的な話し合いの場として、民間企業や住民団体、地域のリーダーを交えた協議体を結成し、具体的な取組案を協力して創出できるよう協議します。                 |

### 【評価指標・目標値】

|                     | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 |
|---------------------|---------|---------|---------|
| 第 1 層生活支援コーディネーター配置 | 1 人     | 1 人     | 1 人     |
| 生活支援体制整備協議会の開催      | 年 2 回   | 年 2 回   | 年 2 回   |

## (3)在宅医療介護連携推進事業

### 【具体的な取組】

| 施策及び事業               | 取 組 内 容                                                                                                              |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 戸沢村在宅医療・介護連携推進検討会の実施 | 高齢者が医療や介護が必要になっても、住み慣れた戸沢村で人生の最期まで自分らしい暮らしが続けられるよう、村内の医療と介護の関係者間で共有すべき地域課題を協議し、情報共有と解決策の検討を行います。                     |
| 最上地域在宅医療・介護連携拠点      | 最上地域保健医療対策協議会に事業委託を行い、医療と介護の圏域である新庄最上地域において広域に事業を展開します。<br>資源の把握、広域的な課題の検討、多職種連携研修会等を行います。また、医師会と連携し住民向けの公開講座も開催します。 |

**【評価指標・目標値】**

|                      | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 |
|----------------------|---------|---------|---------|
| 戸沢村在宅医療・介護連携推進検討会の開催 | 年 2 回   | 年 2 回   | 年 2 回   |

**(4) 認知症総合支援事業**

**【具体的な取組】**

| 施策及び事業          | 取 組 内 容                                                                                                               |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 戸沢村初期集中支援事業     | 認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し早期診断・早期対応を行います。認知症疾患センター、認知症サポート医と連携し認知症の容態に応じた適時・適切な支援につながるよう支援体制を整備します。          |
| 認知症地域支援事業       | 認知症になっても暮らしやすい地域づくりを目指し、認知症地域支援推進員を中心に、地域の相談窓口を開設し早期介入に繋がります。また、認知症対応や早期対応の普及啓発のため住民向けの講座や、認知症の方や家族を対象に認知症カフェを開催します。  |
| 認知症ケア向上事業       | 認知症ケアの向上を図るため、村内の医療介護職員に対して研修会等を行います。                                                                                 |
| 認知症サポーター養成講座の開催 | 認知症の人や家族が住み慣れた地域での生活の継続を選択できるよう認知症サポーターを養成します。村内企業や学生にもサポーター養成を広げ、地域全体の啓発効果を高めます。                                     |
| チームオレンジの立上げ支援   | 地域住民による認知症サポーターの支援拠点を立上げ、認知症への理解を深め、認知症の人や家族でも気軽に集える場を作ることを目指します。シニア世代の介護予防や、子どもを含めた多世代交流の場としても機能できる通いの場として盛り上げていきます。 |
| 一人暮らし老人等ふれあい弁当  | 地域の見守り、支え合い体制を構築するため、週 1 回一人暮らし高齢者等に老人相談員が弁当を配達しながら安否確認を行います。日常の変化に早期に気づき、認知症の初期発見に効力を果たします。                          |

【評価指標・目標値】

|              | 令和 6 年度       |             | 令和 7 年度       |             | 令和 8 年度       |             |
|--------------|---------------|-------------|---------------|-------------|---------------|-------------|
| 初期集中支援チームの配置 | サポート<br>医 1 名 | チーム員<br>2 名 | サポート<br>医 1 名 | チーム員<br>2 名 | サポート<br>医 1 名 | チーム員<br>2 名 |
| 認知症地域支援員配置   | 4 人           |             | 4 人           |             | 4 人           |             |
| 認知症カフェの開催    | 年 9 回         |             | 年 9 回         |             | 年 9 回         |             |
| 認知症ケア向上研修会   | 年 1 回         |             | 年 1 回         |             | 年 1 回         |             |
| 認知症サポーター養成講座 | 年 2 回         |             | 年 2 回         |             | 年 2 回         |             |

## 4 任意事業

### (1) 介護給付等費用適正化事業

#### 【具体的な取組】

| 施策及び事業                    | 取 組 内 容                                                                                                                                                                                                                    |
|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 要介護認定の適正化                 | 要介護認定の新規申請、区分変更については村で調査を実施しています。また、4年に1回は必ず各被保険者に対して村で調査を実施していますが、直営のみでの調査には限界があり、認定調査票の事後点検は特記事項のみとなっています。<br>サービス事業所の人的不足を理解していながら、直接数値を表立って出せていないことが課題となっています。今後は、職員の調査委員も含めて育成を行い、介護事業所への指導を行います。                     |
| ケアプラン点検<br>住宅改修、福祉用具購入の点検 | 従来は書面にてケアプラン点検を実施していましたが、県のアドバイザー派遣事業を活用し、面談による点検の方法を学び、包括の主任ケアマネジャーを中心に保険者としての事業の目的を理解し、保険者目線での点検ができるチェックポイントを作成して実施します。<br>住宅改修・福祉用具に関しては、申請時の書類・写真等の書面点検を必ず行い、利用者の状況にあったものであるか確認します。地域ケア会議やケアプラン点検の場で適正に実施されているかを点検します。 |
| 医療情報と突合                   | 国保連合会への事業委託を継続して実施し、提供される帳票等を活用して適正な請求ができているかを点検します。必要に応じて事業者への指導につなげます。                                                                                                                                                   |

#### 【評価の指標】

| 実施方法                  | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------------------|-------|-------|-------|
| ケアプラン点検               | 1事業所  | 1事業所  | 1事業所  |
| 地域ケア会議<br>住宅改修・福祉用具点検 | 1ケース  | 1ケース  | 1ケース  |

## (2) 成年後見制度利用促進支援事業

### 【具体的な取組】

| 施策及び事業               | 取 組 内 容                                                                                                                                                         |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 戸沢村権利擁護センターの運営       | 成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見に関する相談を戸沢村権利擁護センターが対応します。<br>戸沢村権利擁護センターは地域包括支援センターに設置し、地域包括支援センターの権利擁護業務として、行政、関係機関と連携して支援します。<br>高齢者担当、障がい者担当と協力して、成年後見等市町村申立の支援を行います。 |
| 成年後見等申立費用及び後見人等報酬の助成 | 市町村申立、低所得者の高齢者に係る成年後見制度の申立て経費及び成年後見人等の報酬の助成を行います。                                                                                                               |

### 【評価の指標】

|                 | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 |
|-----------------|---------|---------|---------|
| 成年後見制度申立ての費用の助成 | 1 件     | 1 件     | 1 件     |
| 成年後見人等の報酬助成     | 1 件     | 1 件     | 1 件     |

---

## 第6章 計画の推進

### 1 関係機関・団体等との連携強化

#### (1) 国・県との連携

高齢者の地域生活を支える様々な施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくありません。そのため、国や県の動向に留意するほか、施設整備や災害・感染症対策等について国や県とも連携しながら、本計画の確実な推進を図ります。

#### (2) 行政内部における関係部門との連携

高齢者保健・福祉の施策を総合的に推進していくため、保健・福祉分野との連携はもとより、総務課、危機管理室、地域包括支援センター等の幅広い分野との連携を促進します。

#### (3) 関係団体等との連携

高齢者が、住み慣れた地域で、安心して、心豊かに暮らしていくためには、行政のみならず、関係団体等との協働により、きめ細かいサービスを提供する必要があります。そのため、地域包括支援センター、社会福祉協議会はもとより、シルバー人材センター、商工会、ボランティア団体、民生委員・児童委員協議会等、各種関係団体等との連携を促進します。

#### (4) サービス提供事業所等との連携・提供基盤の強化

介護保険サービスは民間事業者から提供されています。これらの民間事業者と情報交換を進め、高齢者に対して総合的にサービスを提供する体制づくりを進めます。

さらに、地域における民間事業者の多様性を図るため、在宅サービス提供事業者を中心として、新たな参入やサービス内容の多様化等を適切に促進していきます。

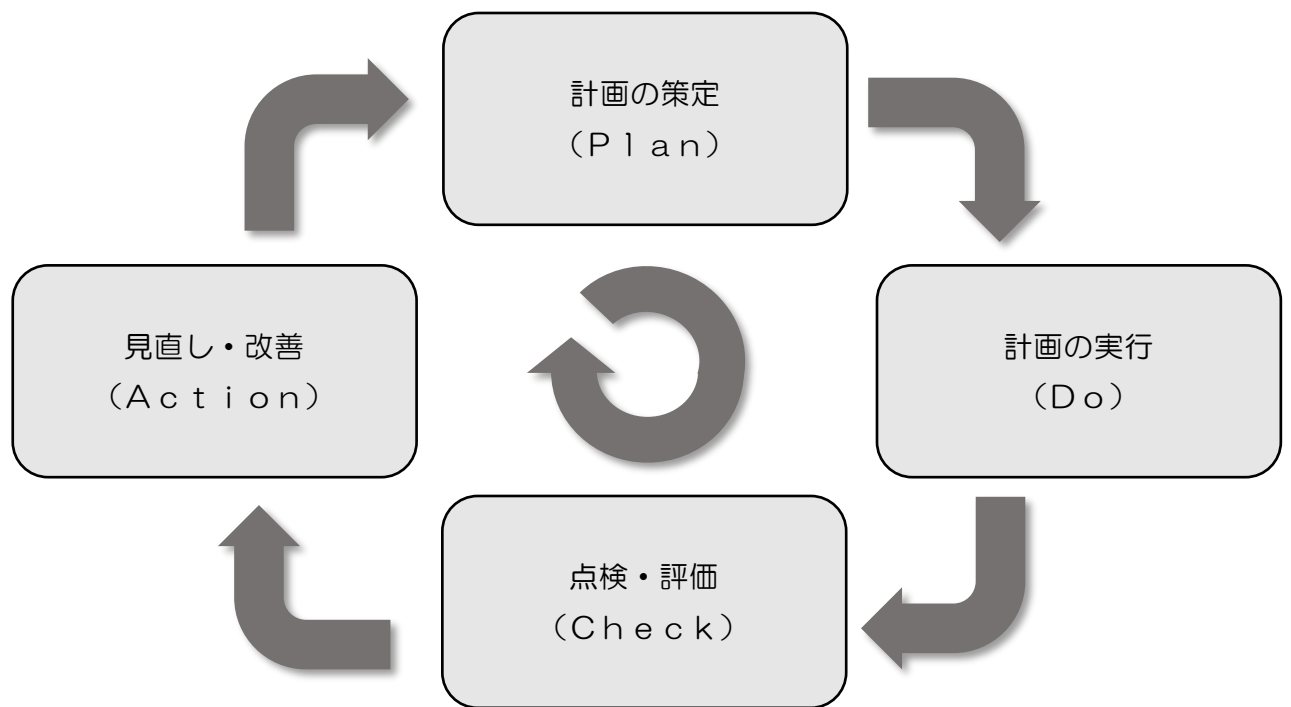
#### (5) 地域住民との連携

高齢者の在宅生活を支えるためには、介護保険サービスや行政が提供するサービスだけでは十分とはいえません。高齢者が安心できる生活を確保するためには、高齢者を日常的に支える地域住民の力が必要です。そのため、民生委員、ボランティア、各種サポーター等との連携を促進するなど、地域住民の活躍によるあたたかいまちづくりを推進し、地域共生社会の実現につなげていきます。

## 2 計画の進行管理と事業の評価

本計画に基づく施策の実現が図られるよう、計画の定期的な進行管理と目標に対する適切な実績評価を行い、必要に応じて、計画の見直しを行うなど、PDCAサイクルの適切な運用を図ります。また、当該実績評価の結果については、県等関係機関への報告を行うとともに、広く村民に公表し、透明性の確保を図ります。

### ■PDCAサイクル



# 資 料 編



# 1 戸沢村介護保険事業計画策定委員会設置要綱

令和2年4月1日

訓令第23号

(名称)

第1条 本委員会は、戸沢村介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 人口の高齢化の進展に伴い、寝たきりや認知症など介護を必要とする高齢者が増加してきている状況において、介護保険運営の基となる介護保険事業計画の策定と見直し及び高齢者福祉計画の策定と見直すため委員会を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について協議検討する。

- (1) 高齢者福祉計画の見直しに関すること。
- (2) 介護保険事業計画の策定及びその見直しに関すること。
- (3) 前各号に関連して必要となる事項。

(構成)

第4条

- (1) 医師
- (2) 福祉関係者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 被保険者代表
- (5) 行政関係者

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長、副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は、委員の中から互選し、副委員長は委員長が委員の中から指名する。
- 3 委員長は、委員会を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要と認めるときは委員以外の者に委員会への出席を求め、意見を聞くことができる。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、村長が委嘱した日から委嘱した年度の3月31日までとする。役職等に変更が生じた場合は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局を戸沢村健康福祉課内に置く。

(委任)

第9条 この要綱の定めがない事項は、この委員会で協議のうえ定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## 2 戸沢村介護保険事業計画策定委員名簿

| No. | 区 分     | 氏 名     | 役 職               |
|-----|---------|---------|-------------------|
| 1   | 福祉関係者   | 菊 地 英 司 | 戸沢村社会福祉協議会 副会長    |
| 2   | 医師      | 渡 邊 孝 弘 | 戸沢村中央診療所 医長       |
| 3   | 保健医療関係者 | 佐 藤 繁   | 戸沢村健康づくり推進協議会 会長  |
| 4   | 福祉関係者   | 高 橋 茂   | 戸沢村民生児童委員協議会 会長   |
| 5   | 被保険者代表  | 増 山 博 保 | 戸沢村介護保険第1号被保険者代表  |
| 6   | 被保険者代表  | 秋 保 三保子 | 戸沢村介護保険第2号被保険者代表  |
| 7   | 福祉関係者   | 山 内 義 夫 | 老人相談員代表           |
| 8   | 福祉関係者   | 岸 順 一   | 特別養護老人ホームまごころ荘 荘長 |
| 9   | 福祉関係者   | 田 中 祐 馬 | 株式会社くれりあ 代表取締役    |
| 10  | 福祉関係者   | 八 鍬 真 生 | 戸沢村社会福祉協議会 事務局長   |
| 11  | 保健医療関係者 | 村 上 万里子 | 健康福祉課 保健師         |

任期：令和5年10月24日から令和6年3月31日まで

### 3 計画策定の経緯

| 期日                      | 内 容                                                                  |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 令和4年12月                 | 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査<br>在宅介護実態調査の実施                                      |
| 第1回 策定委員会<br>令和5年10月24日 | ①介護保険事業計画と第8期計画の評価について<br>②ニーズ調査の結果について<br>③今後のスケジュールについて            |
| 第2回 策定委員会<br>令和6年2月20日  | ①戸沢村高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）について<br>②第9期介護保険料（案）について<br>③今後のスケジュールについて |
| 令和6年2月29日～3<br>月8日      | パブリックコメントの実施                                                         |
| 第3回 策定委員会<br>令和6年3月28日  | ①戸沢村高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）について                                       |



---

戸沢村高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画  
(令和6年度～令和8年度)

発 行 令和6年3月  
企画・編集 戸沢村 健康福祉課  
〒999-6401  
山形県最上郡戸沢村大字古口270番地  
TEL 0233(72)2111  
<http://www.vill.tozawa.yamagata.jp/>

---